

南相馬市第三次教育振興基本計画（素案）について
パブリックコメント手続を実施する件（概要）

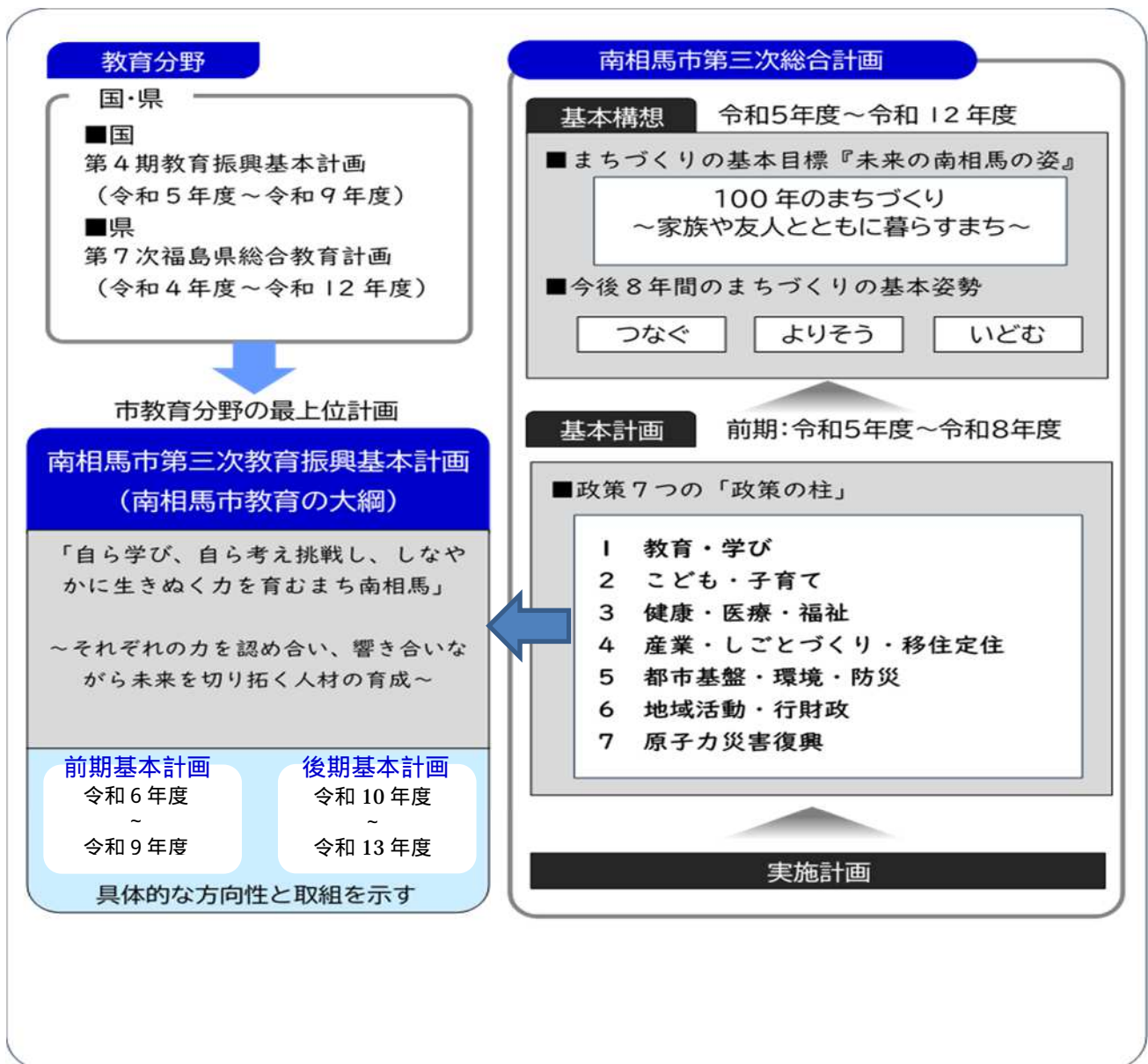
1 趣旨

令和元年度に策定した南相馬市教育振興基本計画後期計画の計画期間が令和5年度で終了することから、様々な社会の変化に対応しながら、本市の教育施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和6年度から令和13年度までを計画期間とする南相馬市第三次教育振興基本計画（以下、「第三次基本計画」という。）を策定するにあたり、その素案についてパブリックコメント手続に付してよろしいか判断を仰ぐもの。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

第三次基本計画は、市第三次総合計画と整合性を図り、教育分野の施策に実効性を持たせる計画として策定する。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する、本市の教育の大綱として位置付ける。



(2) 計画期間

・令和6年度～令和13年度(8年間)

(3) 計画の内容

平成27年度に策定した前計画では、「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」復興を超えて、新しい南相馬へ～自らの力で社会を創造する人材の育成～を基本理念に掲げ、震災による逆境を飛躍への好機と捉える強い精神力を持ち、自らの力で未来を切り拓いて新しい南相馬市を創造することができる人材の育成を目指してきた。

この間、相次ぐ大規模な自然災害の発生、近年発生した新型コロナウイルス感染症の拡大や不安定な国際状況など、現代はますます将来の予測が困難な時代となっており、不透明な将来に向かい、厳しい時代を乗り越えていく上で必要な資質や能力の育成を目指す必要がある。

以上のことから、第三次基本計画においては、前計画で目指してきた基本要素である「知・徳・体」の育成に加え、社会の変化に柔軟に対応し、自分の価値観を大切にしながら、以下のとおり何事にも積極的にチャレンジする強い「心」や、今後を生きぬく上で必要な「主体性」「コミュニケーション能力」「情報活用能力」「問題発見・解決能力」などの資質・能力を兼ね備えた人材の育成を目指す。

<南相馬市が目指す教育の姿>

基本理念

「自ら学び、自ら考え挑戦し、しなやかに生き抜く力を育むまち南相馬」
～それぞれの力を認め合い、響き合いながら未来を切り拓く人材の育成～

目指すこども・市民の姿

こども・・・未来を切り拓き、強みを生かし自分らしく豊かぬ生きぬくこども

市民・・・柔らかに学び続け、心豊かな人生・よりよい社会の創り手となる市民

各分野の基本目標

分野	基本目標	施策
学校教育	豊かな心と体の育成、教育水準の向上によりこどもの未来を切り拓く力を高めるとともに、強みを伸ばし、無限の可能性にチャレンジする積極性を育みます。	(1)豊かな心と体の育成 (2)教育水準の向上 (3)教育環境の整備 (4)児童・生徒の状況に応じた支援の充実
生涯学習	生涯にわたり、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します。	(1)生涯学習の充実 (2)芸術文化の充実
文化	地域の歴史や文化への理解、郷土への愛着と誇りを育みます。	(1)文化遺産の保存と活用 (2)民俗芸能の保存と伝承

3 パブリックコメント手続にて公表する資料

- ・資料 6 - 2、資料 6 - 3、資料 6 - 4 のとおり

4 今後のスケジュール

No.	日程	項目
1	令和 5 年 10 月 25 日	企画調整会議（パブリックコメント手続前）
2	11 月 7 日	庁議（パブリックコメント手続前）
3	11 月 21 日～11 月 27 日	小高・鹿島・原町区 地域協議会（報告）
4	12 月 1 日～12 月 24 日	パブリックコメント手続
5	1 月 30 日	企画調整会議（パブリックコメント手続後）
6	2 月 8 日	庁議（パブリックコメント手続後）
7	3 月	計画策定・公表

南相馬市第三次教育振興基本計画（素案）に係る
パブリックコメント手続の実施について

1 計画策定の趣旨

令和元年度に策定した南相馬市教育振興基本計画後期計画の計画期間が令和5年度で終了することから、様々な社会の変化に対応しながら、本市の教育施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和6年度から令和13年度までを計画期間とする南相馬市第三次教育振興基本計画（以下、「第三次基本計画」という。）を策定するもの。

2 計画の概要

（1）計画期間

・令和6年度～令和13年度（8年間）

（2）計画の内容

相次ぐ大規模な自然災害の発生、近年発生した新型コロナウイルス感染症の拡大や不安定な国際状況など、現代はますます将来の予測が困難な時代となっており、不透明な将来に向かい、厳しい時代を乗り越えていく上で必要な資質や能力の育成を目指す必要がある。

第三次基本計画ではこれまでの南相馬市教育振興計画で目指してきた基本要素である「知・徳・体」の育成に加え、社会の変化に柔軟に対応し、自分の価値観を大切にしながら、以下のとおり何事にも積極的にチャレンジする強い「心」や、今後を生きぬく上で必要な「主体性」「コミュニケーション能力」「情報活用能力」「問題発見・解決能力」などの資質・能力を兼ね備えた人材の育成を目指す。

< 南相馬市が目指す教育の姿 >

基本理念

「自ら学び、自ら考え挑戦し、しなやかに生き抜く力を育むまち南相馬」
～それぞれの力を認め合い、響き合いながら未来を切り拓く人材の育成～

目指すこども・市民の姿

こども・・・未来を切り拓き、強みを生かし自分らしく豊かに生きぬくこども

市民・・・柔らかに学び続け、心豊かな人生・よりよい社会の創り手となる市民

各分野の基本目標

分 野	基 本 目 標	施 策
学校教育	豊かな心と体の育成、教育水準の向上によりこどもの未来を切り拓く力を高めるとともに、強みを伸ばし、無限の可能性にチャレンジする積極性を育みます。	(1)豊かな心と体の育成 (2)教育水準の向上 (3)教育環境の整備 (4)児童・生徒の状況に応じた支援の充実
生涯学習	生涯にわたり、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します。	(1)生涯学習の充実 (2)芸術文化の充実
文 化	地域の歴史や文化への理解、郷土への愛着と誇りを育みます。	(1)文化遺産の保存と活用 (2)民俗芸能の保存と伝承

(3) 計画の策定

令和6年3月(予定)

3 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、教育総務課へ持参するか郵送またはファックス、電子メールなどで提出してください。

(法人又は団体の場合は、名称、住所地及び代表者を明記してください。)

4 意見の提出期限・公表期間

12月1日(金)～12月24日(日)

5 素案の公表場所(閉庁日・休館日を除く)

教育総務課、市役所市民課、各区役所、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

6 提出・問い合わせ先

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

教育委員会事務局教育総務課

24-5282 Fax 23-7782

電子メール kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp

前期基本計画の施策・取組方針（令和6年度～令和9年度）

分野1 学校教育

施策1 豊かな心と体の育成

- 取組方針 1-1 郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠(まごころ)学」を推進します。
- 1-2 様々な側面から生命の尊さについての考えを深め道徳教育を推進します。
- 1-3 運動の習慣化や正しい食生活を身に付け、健康な体を育む教育の推進を図ります。

施策2 教育水準の向上

- 取組方針 2-1 基礎学力の定着と活用力の向上を推進します。
- 2-2 学習意欲を高める魅力ある教育環境づくりに取り組みます。
- 2-3 こどもの読書活動と調べ学習を推進します。
- 2-4 進学を推進するための支援に取り組みます。

施策3 教育環境の整備

- 取組方針 3-1 地域と連携した登下校時の安全確保や安全な通学手段の確保と、安全教育を推進します。
- 3-2 学校施設の安全で快適な環境整備・改善に取り組みます。
- 3-3 学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。
- 3-4 安全・安心な学校給食の安定的な提供体制を整備します。

施策4 児童・生徒の状況に応じた支援の充実

- 取組方針 4-1 不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。
- 4-2 震災と原発事故の影響による家庭環境等の問題を抱える児童生徒への心のケア等に対応します。
- 4-3 一人ひとりの状況に応じた就学・学習支援を推進します。

分野2 生涯学習

施策1 生涯学習の充実

- 取組方針 1-1 市民が生涯にわたって、学ぶことができる環境を整備し、生涯学習機会の充実を図るとともに、報徳精神の実践を推進します。
- 1-2 多様な世代ニーズに対応した博物館の企画・展示、体験学習の充実と積極的な情報発信を図ります。
- 1-3 読書活動の推進と多様な分類・分野の図書館資料の整備・充実を図ります。

施策2 芸術文化の充実

- 取組方針 2-1 身近に芸術文化に触れることができる環境づくりと、創作する機会を創出します。
- 2-2 芸術文化活動団体への加入促進と組織力強化の取組を支援するとともに、芸術文化活動の充実を図ります。

分野3 文化

施策1 文化遺産の保存と活用

- 取組方針 1-1 文化遺産の適切な保存とともに、文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進します。

施策2 民俗芸能の保存と伝承

- 取組方針 2-1 民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。

発行：南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

電話：0244-24-5282 メール：kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市

第三次教育振興基本計画

計画期間：令和6年度～令和13年度

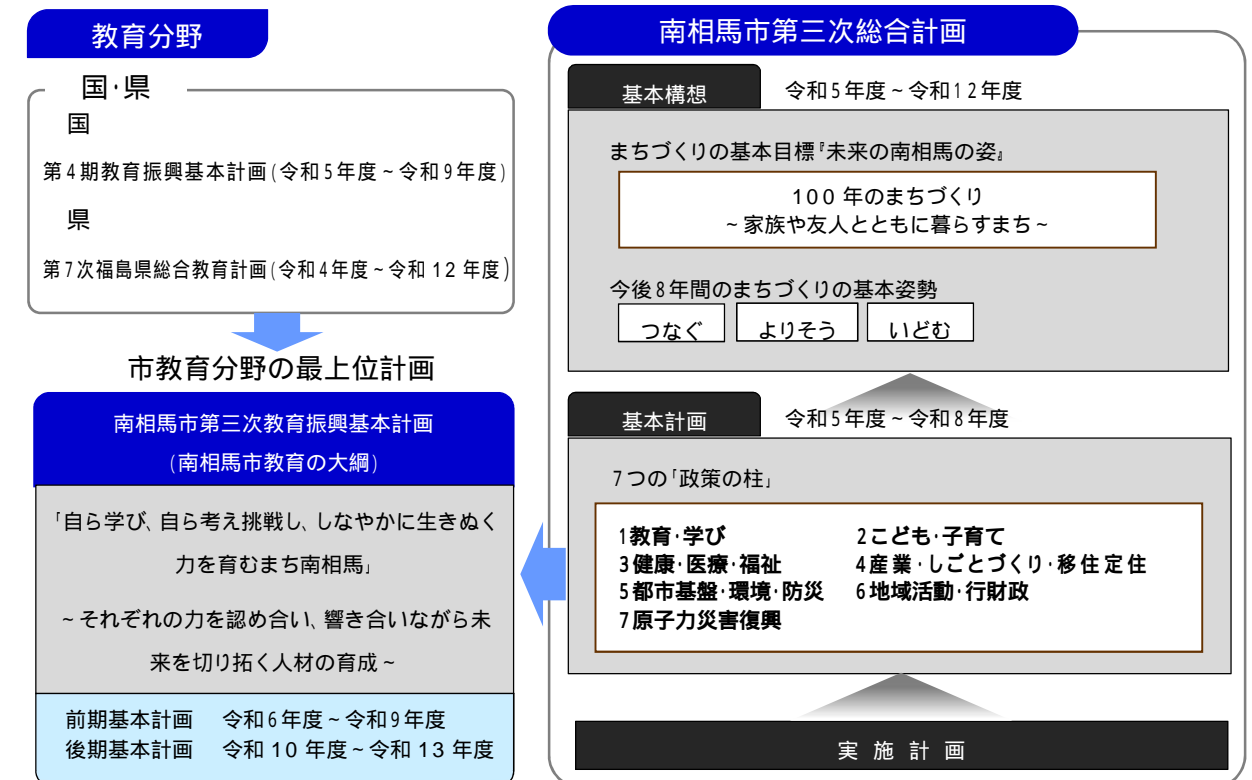
基本理念

自ら学び、自ら考え挑戦し、
しなやかに生きぬく力を育むまち南相馬
～それぞれの力を認め合い、響き合いながら未来を切り拓く人材の育成～

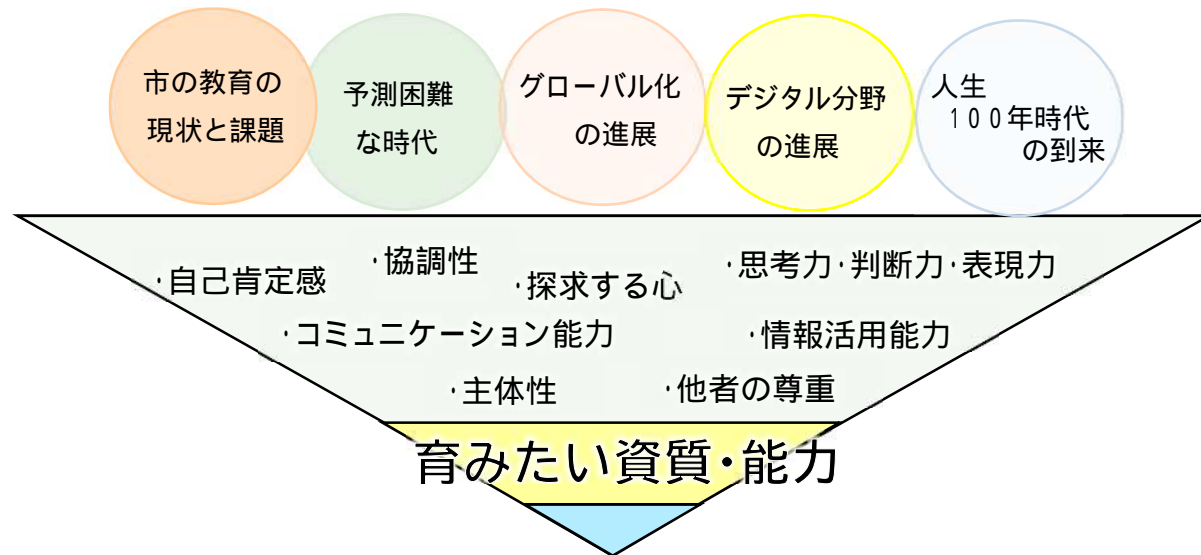
計画について

法的な位置付け：教育基本法第17条第2項に基づき定める、本市の教育の振興の施策に関する基本的な計画

他計画との関係：本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」と整合性を図るとともに、市長が定める教育の大綱として位置付ける



策定の背景



南相馬市の教育が目指す子ども・市民の姿

未来を切り拓き、強みを生かし 自分らしく豊かに生きぬく子ども

障がい、文化的・言語的背景、特異な才能などの多様性を認め合い、ともに成長し、変化の激しい時代を乗り越え、力強く生きぬくために必要な資質・能力を育みます。

知

自ら考え、判断し、
表現する能力と
確かな学力

徳

豊かな心・
ふるさと南相馬を
愛する心

体

力強く
生きぬくための
健やかな心と体

柔らかに学び続け、心豊かな人生・ よりよい社会の創り手となる市民

人生100年時代において心豊かな人生を送り、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となる資質を備えた人材を育成します。

知

自ら
学び続けることにより
深める知識

徳

異なる考え方を
愉しむ柔軟な心・
南相馬の誇りを
守り伝える心

体

学んだことや知識を
生かし、まちづくりの
主体となる活力に
満ちた心と体

基本目標

学校教育 分野

豊かな心と体の育成、教育水準の向上により子どもの未来を切り拓く力を高めるとともに、強みを伸ばし、無限の可能性にチャレンジする積極性を育みます。

未来を切り拓くための基礎となる「知・徳・体」をバランスよく育みます。
また、至誠(まごころ)学の実施により、未来を担う子どもたちの豊かな心・ふるさと南相馬を愛する心を育みます。

基礎学力の定着や活用力の向上、学習意欲の向上を図り、確かな学力を育成します。
また、誰一人取り残されない教育環境を整え、児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育を行います。

生涯学習 分野

生涯にわたり、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します

探求心をもって学び続け、学びを通じて人生を豊かにし、生きがいをもって地域や社会に参画する意欲を持つことを目指し、生涯学習の充実に取り組みます。

誰もが身近に芸術文化を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、芸術文化活動を推進します。

文化 分野

地域の歴史や文化への理解、郷土への愛着と誇りを育みます

「南相馬市歴史文化基本構想」に基づき、地域の歴史文化遺産とその周辺環境を一体的に捉え保存し、ふるさと教育の充実や地域の魅力づくりを進めるなどの活用を図り、市民の郷土への愛着と誇りを育みます。

地域の誇りである相馬野馬追・民俗芸能等を絶やすことなく後世に継承するため、地域と市が一体となり、保存伝承に取り組みます。

基本目標達成に向けた基本姿勢

先人の思いをつなぐ	地域とよりそう	可能性にいだむ
先人が築き上げてきた地域の歴史や文化、自然や産業などについて幅広く学び、現代に生きる私たちは様々な立場を超えて協働し、その教えを次世代に伝えます。	社会の創り手となるためには、まず自分が暮らす地域をよく知ることが大切です。地域の様々な人との交流、協働による実践を通して学びを深めます。	だれでも無限の可能性を持っています。主体的に、必要なときは仲間とともに協働して挑戦します。また、失敗も次につながる一つの成果と前向きに捉えます。

学校・地域・家庭が子どもの教育や生涯学習においてそれぞれの役割を認識し、市全体で取り組むことが必要なことから、協力を求めながら計画を推進します。

南相馬市第三次教育振興基本計画

【素 案】

令和5年11月

南相馬市教育委員会

目 次

第1編 計画の策定にあたって	3
第1章 基本的事項	4
第2章 教育に関する国・県の計画と社会環境の変化	8
第3章 南相馬市の教育の現状と課題	10
第2編 南相馬市が目指す教育の姿	24
1 基本理念	25
2 南相馬市の教育が目指す子ども・市民の姿	26
3 基本目標	27
4 基本目標達成に向けた基本姿勢	28
第3編 前期基本計画	29
第1章 施策の体系図	31
第2章 施策の展開	32
分野1 学校教育	34
分野2 生涯学習	50
分野3 文化	56
第3章 計画の推進に向けて	60
資料編	61

第1編

計画の策定にあたって

- ▶ 第1章 基本的事項
- ▶ 第2章 教育に関する国・県の計画と社会環境の変化
- ▶ 第3章 南相馬市の教育の現状と課題

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

本市では、市の教育施策を総合的かつ効果的に進めていくため、南相馬市教育振興基本計画（以下「前計画」という。）に基づき、教育施策を推進してきました。

前計画を構成する「基本的な方向性」「基本計画」「実施計画」のうち、基本的な方向性を実現するための施策の内容を体系的に示す「基本計画（後期基本計画）」が令和5年度をもって終期を迎えます。

また、本市の最上位計画である南相馬市第三次総合計画（計画期間：令和5年度から令和12年度）（以下「市第三次総合計画」という。）が策定されたことに加え、少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症拡大による社会の変化、グローバル化の加速やDXの進展等、私達を取り巻く環境の変化を踏まえながら本市の教育施策を進めるため、令和6年度を計画期間の始期とする新たな「南相馬市第三次教育振興基本計画」（以下「第三次基本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

（1）法的な位置付け

第三次基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 国・県の計画との関係

第三次基本計画は、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）」及び県の「第7次福島県総合教育計画（令和4年度～令和12年度）」を参酌して策定するものです。

(3) 南相馬市第三次総合計画及び南相馬市教育の大綱との関係

第三次基本計画は、市第三次総合計画と整合性を図り、教育分野の施策に実効性を持たせる計画として策定します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する、本市の教育の大綱として位置づけます。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）】

（大綱の策定等）

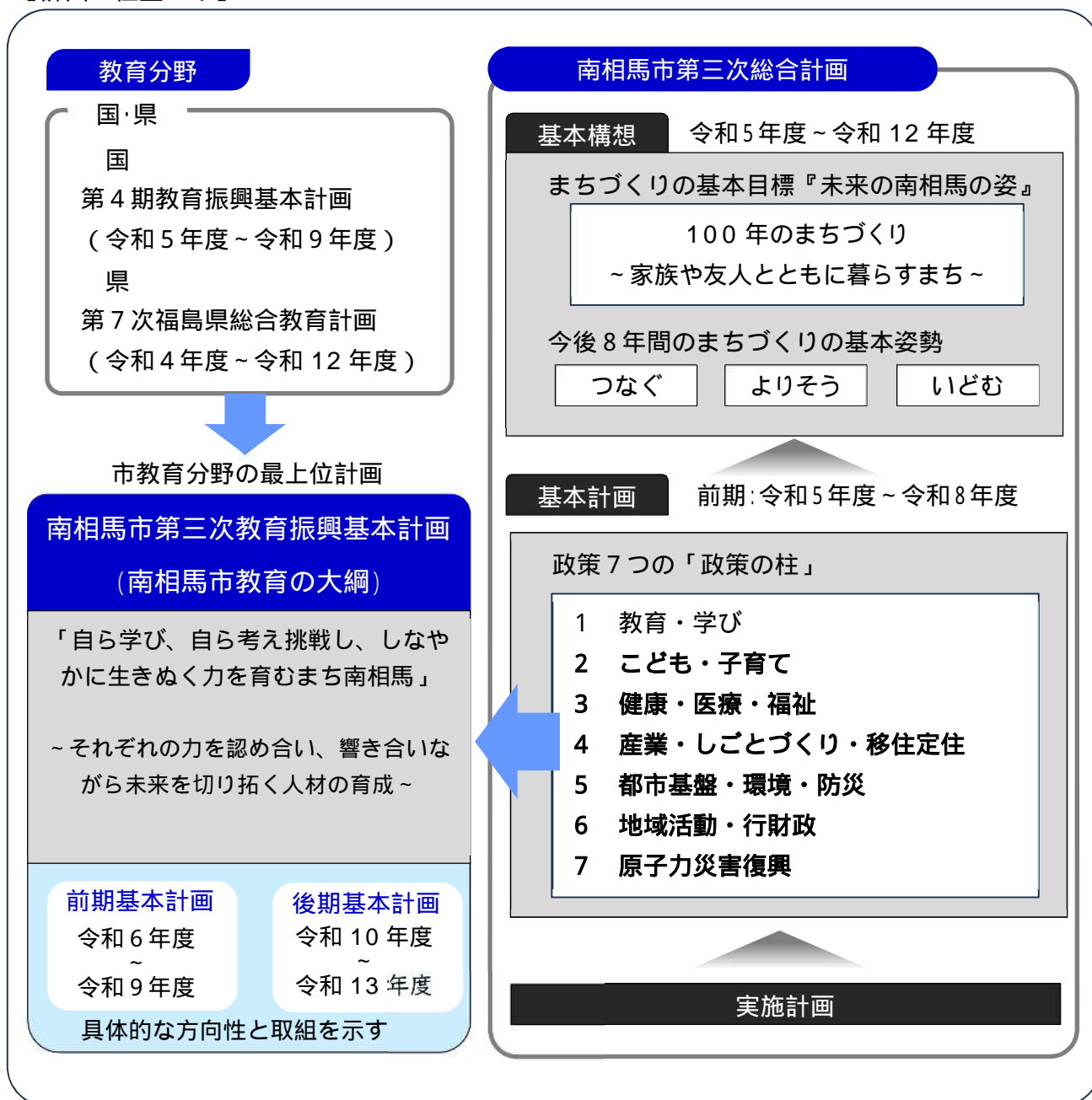
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする

参考 平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知 抜粋

（3）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

【計画の位置づけ】



その他の計画との連携等

第三次基本計画では、「学校教育」「生涯学習」「文化」について定めます。

このほか、教育分野と関係が深いスポーツ分野については、「南相馬市スポーツ推進計画」、幼児教育分野については、「南相馬市子ども子育て支援事業計画」と整合性を図り、連携して施策を推進します。

なお、市第三次総合計画「政策の柱1 教育・学び」のうち、「基本施策 生涯学習」に掲げているジェンダー平等社会の推進にかかる施策は、「南相馬市男女共同参画計画」に基づき取り組みます。

(1) 計画の構成

第三次基本計画は、基本的な方向性（基本理念及び基本目標等）及び「基本計画」から構成します。

「基本的な方向性」は、本市の教育施策の根幹となる長期的・総合的な視点に立った考え方を示すものです。

「基本計画」は、「基本的な方向性」を実現させるための施策を示すものです。

その他、施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な手段等を定める内部の計画として「実施計画」を策定し、毎年度見直しを図ります。

(2) 計画の期間

市第三次総合計画は、100年先の南相馬市の未来を想像しつつ、基本構想については令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間として策定されました。

第三次基本計画は市第三次総合計画の内容と整合性を図り、連動していくため、基本的な方向性については、同じく8年間を計画期間と設定し、令和6年度～令和13年度までとします。

基本計画については、4年間を計画期間と設定し、前期の計画期間は、令和6年度～令和9年度までとします。

令和 6年度 2024	令和 7年度 2025	令和 8年度 2026	令和 9年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11年度 2029	令和 12年度 2030	令和 13年度 2031
基本的な方向性：令和6年度～令和13年度							
前期基本計画：令和6年度～令和9年度				後期基本計画：令和10年度～令和13年度			
実施計画：毎年度見直し							

第2章 教育に関する国・県の計画と社会環境の変化

1 教育に関する国・県の計画について

(1) 国の計画について

国の第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」をコンセプトに掲げた上で、以下の5つの基本方針を示しています。

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 県の計画について

第7次福島県総合教育計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）においては、育成したい人間像を「急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人」と定め、以下の6つの施策を展開していくこととしています。

「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する
「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する
学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる
福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する
人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる
安心して学べる環境を整備する

1 ウェルビーイング

国の第4期教育振興基本計画で示された「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」のことで、教育に関連するウェルビーイングの要素には自己肯定感、自己実現（達成感、キャリア意識等）、協働性、学校や地域でのつながりなどがあり、これらを教育、生涯学習、社会教育を通じて実現・向上させていくことを目指している。

(1) 予測困難な時代の到来

相次ぐ大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化などに象徴されるように、現在は少し先の将来さえ予測困難な時代となっています。このような時代においては一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることを目指すという考え方が重要となっています。

(2) グローバル化の進展

グローバル化の進展により人、物、情報等あらゆるものが国境を越えて行きかい、情報通信技術の進展により、異なる言語、多様な文化圏と接する機会が広がっています。生活習慣や文化の違い等を理解するとともに、それらを乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力の育成が求められています。

(3) デジタル分野の進展

IoT² (Internet of Things)、人工知能 (AI) などデジタル分野における技術革新は急速に進展しており、これからの時代の働き手に必要となる能力の変化等、今後の社会や私たちの生活に更なる変革をもたらすことが予想されます。コンピュータ等の手段を用いて得た情報を整理・比較したり、わかりやすく発信・伝達するといった力のほか、プログラミング的思考や情報モラルなども含めた、デジタル社会で生きぬくための情報活用能力を備えることが必要です。

(4) 人生100年時代の到来

平均寿命が延伸し、人生100年時代の到来とも言われる長寿社会となっています。人生100年時代において、こどもから高齢者まで全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、希望する人がそれぞれのニーズに応じて学習できる環境の充実が求められています。

(5) SDGsの推進

SDGsは「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和12年までの達成を目指す17の目標が掲げられています。教育については「4 質の高い教育をみんなに」と位置付けられており、学校教育と社会教育両面においてSDGsの目標を意識して取り組むことが必要です。

2 IoT

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

第3章 南相馬市の教育の現状と課題

第三次基本計画の策定にあたり、前計画の後期基本計画のうち、「学校教育」「生涯学習」「文化」の各分野について振り返り、現状と課題を把握するためこれまでの主な取組の検証を行います。

学校教育分野

施策	取組方針	主な取組
施策1 豊かな心と体の育成	(1)郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠(まごころ)学」を推進します。	道徳教育指導法の改善 報徳仕法等の郷土学習の実施
	(2)不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。	スクールカウンセラーの継続配置 いじめ問題への積極的な対応
	(3)運動の習慣化や正しい食生活を身につけ、健康な体を育む教育を推進します。	体力・運動能力向上の取組
施策2 教育水準の向上	(1)教育指導体制を充実します。	学力の実態把握や授業の改善 教職員への指導訪問や各種研修 市独自教員の採用 特別支援教育の充実 教育の校務負担軽減 ICTを活用した教育環境の整備 家庭学習の定着化 学習塾との連携
	(2)地域性を生かした魅力ある教育環境づくりを推進します。	地域の良さを生かした授業の企画 中学生海外研修の実施 体験学習活動の実施・支援 プログラミング教育の推進
	(3)小高区の文教ゾーンを生かした魅力ある教育環境を整備します。	幼(保)・小・中・高連携の推進
	(4)学校図書館及び図書館教育の充実を推進します。	学校司書の配置
	(5)地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進します。	公立学校適正化計画の推進 高等教育機関との連携の推進
施策3 学びの環境整備・充実	(1)学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。	地域とともにある学校づくりの推進
	(2)地域と連絡した登下校の安全確保や安全な通学手段を確保します。	通学路等の安全確保 通学バス等の運行 防災安全教育の推進
	(3)学校施設の環境整備・改善に取り組みます。	老朽化施設の改修 校庭の表土改善と雨水排水対策 トイレ洋式化の促進
	(4)安全・安心な学校給食を安定的に供給できる体制を整備します。	給食の検査体制の確保 魅力ある給食の提供 学校給食提供体制の検討
	(5)学びのセーフティネットとしての支援に取り組みます。	みらい育成修学資金の給付 みらい育成修学資金の貸付

生涯学習分野

施策	取組方針	主な取組
施策1 生涯学習の充実	(1)市民が生涯にわたって学ぶことができる環境を整備します。	地域活動の拠点となる生涯学習施設の充実 講座や教室、市民ボランティア等による出前講座の実施 中学生職場体験等への活動支援
	(2)子育て世代や青壮年層が参加しやすい生涯学習機会の充実を図ります。	親子・家族を対象とした体験型講座の実施 家庭教育に関する講座への支援
	(3)読書活動の推進と図書館資料の充実を図ります。	障がいに対応した資料の整備 移動図書館車の運行 学校図書館への支援
施策2 芸術文化の充実	(1)芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境を整備します。	文化施設の整備 芸術文化団体や個人の活動支援
	(2)身近に芸術文化に触れることのできる環境づくりを推進します。	文化芸術祭の開催 総合美術展覧会の開催 市民文化会館の利活用

文化分野

施策	取組方針	主な取組
施策1 文化遺産の整備・活用	(1)文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を推進します。	文化遺産の適切な保存 文化遺産（史跡浦尻貝塚、史跡泉官衙遺跡など）の整備・活用
施策2 ふるさと教育の充実	(1)子どもから大人までふるさとの自然、歴史や文化の理解を深める学習機会の提供に努めます。	多様な博物館事業の推進 博物館常設展示の見直し
	(2)ふるさとに継承される報徳精神を活かしたまちづくり、ひとづくりを進めるため、報徳仕法の学びの場を充実します。	報徳仕法に係る学習機会の提供
施策3 地域文化の継承	(1)民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。	民俗芸能の継承や活動への支援 相馬野馬追の継承や活動への支援
	(2)震災資料を含めた歴史・民俗資料を適切に収集・保存し、学校教育や生涯学習への活用を推進します。	震災資料を含めた歴史・民俗資料等の適切な収集・保存 東日本大震災記録誌の編さん

分野 1 学校教育

施策 1 豊かな心と体の育成

成果指標名

学級生活に満足している児童生徒の割合

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成 30 年 8 月	令和 5 年度 目標値	(令和元年度)	(令和 2 年度)	(令和 3 年度)	(令和 4 年度)
58%	60%	64%	64%	64%	63%

資料：学校教育課調べ（HYPER-QU検査）

成果指標名

「南相馬市の自慢できるところ」や「好きなところ」について「ある」または「少しある」と回答する児童生徒の割合

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
令和元年 6 月	令和 5 年度 目標値	(令和元年度)	(令和 2 年度)	(令和 3 年度)	(令和 4 年度)
小 5 58.5%	小 5 62.5%	小 5 67.4%	小 5 69.3%	小 5 59.6%	小 5 65.3%
中 2 51.4%	中 2 55.4%	中 2 57.0%	中 2 58.5%	中 2 50.0%	中 2 57.6%

資料：教育総務課調べ（教育に関するアンケート調査）

成果指標名

新体力テストにおける上位評定者の割合

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
令和元年 6 月	令和 5 年度 目標値	(令和元年度)	(令和 2 年度)	(令和 3 年度)	(令和 4 年度)
小 5 38.2%	小 5 45.0%	小 5 38.2%	未実施	小 5 40.9%	小 5 35.8%
中 2 45.8%	中 2 52.0%	中 2 45.8%	未実施	中 2 45.8%	中 2 29.3%

資料：学校教育課調べ（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）

取組方針1 郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠（まごころ）学」を推進します。

【現状】

- 道徳や総合的な学習の時間を中心に地域の自然や文化、伝統等を学ぶ機会として「至誠（まごころ）学」を推進したことにより、南相馬市についての理解が深まり、南相馬市の良さを理解する児童生徒の割合が増加している。

【課題】

- 地域や学校に愛着や誇りを持たせるために必要な地域の自然や文化、伝統等を学ぶ機会や東日本大震災からの復興状況を知り、これからの地域づくりについて考える機会の確保、学校独自の伝統、校風の保存等の継続的な実施が課題である。

取組方針2 不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。

【現状】

- 普段の学校生活や道徳の授業の中で、他人を思いやることの大切さを重点的に指導するとともに、複数の教員やカウンセラー等で児童生徒の様子を見守り、悩みなどに対応したことにより、学級内で起きるトラブルの未然防止ができています。また、定期的にいじめのアンケートを実施し、いじめの早期発見、早期解決に取り組んだ結果、学級生活に満足している児童生徒の割合が増加しています。

【課題】

- 考え方・性別・国籍などにとらわれずに、すべての児童生徒一人ひとりの個性や価値観を認め、尊重し合えるような人権教育の推進が必要である。
- 全国では尊い命が絶たれる事案が発生しており、引き続き、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止や早期発見、早期解決が喫緊の課題である。また、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別をなくすための対策が必要である。

取組方針3 運動の習慣化や正しい食生活を身につけ、健康な体を育む教育を推進します。

【現状】

- 保健指導や食育などを通し、望ましい生活習慣や食生活への理解の充実に努めるとともに、国の「新体力テスト」や市独自の全児童生徒を対象とした体力テストを可能な限り実施し、児童生徒の体力・運動能力の現状把握や体育・スポーツ活動の指導に努めたが、新型コロナウイルス感染症による運動機会の制限等により、こどもたちの体力・運動能力の低下がみられる。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、児童生徒の運動機会が減少していることから、児童生徒の運動不足を解消する取組が必要である。

施策 2 教育水準の向上

成果指標名

学習意欲が高い児童生徒の割合

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
令和元年 6月	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
小5 38.0%	小5 45.0%	小5 38%	小5 43.0%	小5 55.0%	小5 43.0%
中2 55.0%	中2 55.0%	中2 55%	中2 62.0%	中2 57.0%	中2 51.0%

資料：学校教育課調べ（学習適応検査）

成果指標名

全国学力・学習状況調査における標準化得点

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年 4月	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
小6 101	小6 103	小6 101	未実施	小6 98	小6 99
中3 98	中3 101	中3 98	未実施	中3 99	中3 99

資料：学校教育課調べ（全国学力・学習状況調査）

成果指標名

学校図書の人当たりの貸出冊数（年間）

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年 3月	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
26.1冊	31.0冊	26.1冊	26.3冊	40.0冊	44.4冊

資料：学校教育課調べ

取組方針 1 教育指導体制を充実します。

【現状】

- 確かな学力の育成のため、児童生徒の活用力の育成に視点を当てた授業スタイルを周知し、授業力の向上に向けて取り組むとともに、学習支援員や市独自採用教員（学力向上教員）の配置による指導体制の充実を図るなど、学力及び学習意欲の向上に努めたが、新型コロナウイルスの影響による短縮授業などの影響もあり、全国学力・学習状況調査の結果は全国平均を下回っている。

【課題】

- 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、教員の働き方改革の推進による授業研究時間の確保や教員研修の拡充、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応、幼保・小・中一貫した教育活動の推進、校種や教科の枠を超えた授業づくりの取組、市独自採用教員（学力向上教員）の配置拡充など、学力向上に向け、指導体制のさらなる充実を図ることが必要である。

取組方針 2 地域性を生かした魅力ある教育環境づくりを推進します。

【現状】

- 英検受験支援やブリティッシュヒルズ研修等を実施して外国語教育の強化を図るとともに、中学生の海外研修事業を実施し、国際理解教育の推進を図っている。また児童生徒へ1人1台タブレットを配付し、個別最適化された学びの充実を図るとともに、Pepperを使った課題解決型のプログラミング教育を行うなど、魅力ある教育環境を整備した結果、年度間のバラつきはあるものの児童生徒の学習意欲は高まっている。

【課題】

- グローバル化の進展や技術革新がさらに進んでいることに加え、福島ロボットテストフィールドや福島国際研究教育機構（F-REI）の設立を踏まえた人材育成の観点から、地域性を生かした魅力ある教育環境のさらなる充実が必要である。

取組方針 3 小高区の文教ゾーンを生かした魅力ある教育環境を整備します。

【現状】

- 令和3年4月から小高区4小学校が再編統合され、学区が同一となったことや小高区文教ゾーンを生かし、幼保・小・中一貫した外国語教育や小高区の地域人材を活用した合同体験学習、合同避難訓練などに取り組んでいる。

【課題】

- 現在実施している取組の評価・検証を行い、より効果的な取組を検討・実施するとともに、施設一体型の小中一貫校や義務教育学校など、小高区の将来の姿を見据えた学校施設の検討が必要である。

取組方針 4 学校図書館及び図書館教育の充実を推進します。

【現状】

- 児童生徒の読書活動の拡充を図るため、学校司書の配置を段階的に拡充し、令和5年度には13人の学校司書を配置している。学校司書の配置拡充により、学校図書館の貸出冊数は着実に増加している。

【課題】

- 学校図書館を活用した読書活動や調べ学習など、図書館教育をさらに高めるためには、学校図書館の整備拡充のほか、学校司書のすべての小中学校への専任配置を目指す必要がある。

取組方針 5 地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進します。

【現状】

- 公立学校適正化計画に基づき、地域との合意形成を図りながら公立学校の適正化を推進し、令和3年度には小高区の4小学校の再編統合を行った。また、鹿島区及び原町区の小学校についても適正化に向けた検討を進めている。

【課題】

- 現在、全国的な少子化の影響に加え、東日本大震災及び原子力災害に伴い、市内の小中学校の小規模化が進んでいることから、児童生徒の良好な教育環境の確保や教育活動の充実を図るため学校適正化を進める必要がある。今後も保護者や地域との合意形成を図るため丁寧な協議を行い、学校の適正化に取り組む必要がある。

施策3 学びの環境整備・充実

成果指標名

学校に行くのが楽しいと回答する児童生徒の割合

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
令和元年6月	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
小5 93%	小5 95.0%	小5 93.0%	小5 96.0%	小5 93.0%	小5 93.0%
中2 79%	中2 85.0%	中2 79.0%	中2 82.0%	中2 82.0%	中2 76.0%

資料：学校教育課調べ（学習適応検査）

成果指標名

関係団体との通学路の合同点検回数

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年3月	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
年1回	年1回	年1回	年1回	年2回	年1回

資料：学校教育課調べ

成果指標名

本市の教育（経済的支援等）について、「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年4月	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
18.6%	22.6%	21.5%	22.6%	20.9%	26.8%

資料：教育総務課調べ（教育に関するアンケート調査）

取組方針1 学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。

【現状】

- 保護者や地域住民の意向を反映するとともに、ふくしま教育週間を活用するなどした開かれた学校づくりを進めるため、各小中学校に学校評議員を配置したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開かれた学校づくりがなかなか実現できていない。

【課題】

- 地域に開かれた学校として、「ふくしま教育週間」の発行など、広く周知していくことは今後も必要である。
- 学校・地域・保護者が一体となり「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を進めるため、生涯学習課が所管する地域学校協働活動と合わせたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入が必要である。

取組方針 2 地域と連絡した登下校の安全確保や安全な通学手段を確保します。

【現状】

- 日常の学校生活等での安全に関する指導など、地域の関係団体の協力を得ながら、学校の教育活動全体を通じて安全教育の推進を図っている。また、遠距離通学となる児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの運行や公共バス利用者のバス代助成などに取り組んでいる。

【課題】

- 引き続き、登下校時の安全確保を行うとともに、公共交通機関がない地域や学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の通学手段の確保が必要である。

取組方針 3 学校施設的环境整備・改善に取り組みます。

【現状】

- 小中学校の教育環境を改善すべく各種営繕工事を実施した。特にトイレ洋式化事業では令和3年度の整備で洋式化率が90%を超えたことから当該事業を完了としたが、予防保全の観点からの営繕工事が不足している。

【課題】

- 将来にかかる維持管理・更新費の抑制のため、修繕等が必要な施設への集中的な措置が必要である。

取組方針 4 安全・安心な学校給食を安定的に供給できる体制を整備します。

【現状】

- 児童生徒が安心して給食を食べることができるよう学校給食の放射能の測定検査を実施し、検査結果をホームページや学校給食の広報誌等で公表している。また、アレルギーや栄養バランスに配慮しながら、地域性や季節感を大切にした行事食や地元産食材を活用した地産地消に努めている。

【課題】

- 給食調理施設の老朽化により、衛生基準に合わせた施設設備、調理員の適切な労働環境確保など、安全、安心かつ安定的に学校給食を提供するための体制整備が必要である。
- 学校給食検査体制整備事業を継続し、ホームページ等で幅広く食の安全について周知していくとともに、引き続き地元産食材を活用した地産地消に努め、食育を推進していくことが必要である。

取組方針 5 学びのセーフティネットとしての支援に取り組みます。

【現状】

- 育英資金貸付については、入学資金貸付の新設と同資金の入学前振込、貸付上限額の引き上げなど、制度の充実を図ったことにより、令和5年度においては大学の貸付区分については、募集枠全てについて貸付を決定した。

【課題】

- 入学資金貸付の新設、貸付上限額の引き上げに伴い、返還額も増額となる。貸付申込時には、大学卒業後の生活設計として返還金のシミュレーションについてわかりやすく案内する取組と、返還金に滞納が発生した際、滞納額解消に向け個人の状況に応じたきめ細やかな対応が必要である。
- 申込者の利便性向上や業務効率化の視点から、育英資金貸付申込にあたり必要な書類の提出等、手続方法について改めて見直すことが必要である。

分野 2 生涯学習

施策 1 生涯学習の充実

成果指標名

生涯学習関連事業の延べ参加人数

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年3月末	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
14,123人	14,200人	12,102人	7,126人	8,093人	11,039人

資料：生涯学習課調べ

成果指標名

図書館の年間利用者数

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年3月末	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
92,333人	97,000人	89,544人	72,668人	75,230人	87,065人

資料：中央図書館調べ

取組方針 1 市民が生涯にわたって学ぶことができる環境を整備します。

【現状】

- 市民の学習ニーズを踏まえ、学習機会を提供するとともに、みなみそうまチャンネルや動画配信共有サイトを活用した動画配信など、幅広い年齢層に向けた学習環境の充実に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による施設の休館等により施設利用者や講座の参加者に大幅な減少がみられたが、感染対策を踏まえた講座等の開催と施設利用制限の見直しにより利用者は回復傾向にある。

【課題】

- 年齢にかかわらず、いつでも学べる環境を整える必要がある。仕事等の理由により対面で講座を受講できない方でも学ぶことができる環境づくりが必要である。

取組方針 2 子育て世代や青壮年層が参加しやすい生涯学習機会の充実を図ります。

【現状】

- 人口減少と核家族化が進行する中、新型コロナウイルス感染症による学校教育活動の制限も相まって、家庭と地域が連携・交流し、自然体験活動などこどもの好奇心を育む様々な体験・交流活動への期待が高まっている。

【課題】

- 子育て世代や青壮年層の意識や学習に対するニーズを的確に捉え、興味を持って参加できる学習メニューを提供することにより、人生100年を見据え、若年期から生涯にわたる学習意識を醸成することが必要である。

取組方針3 読書活動の推進と図書館資料の充実を図ります。

【現状】

- 市民が身近なところで図書館を利用できるよう移動図書館車を運行し、また、学習・文化・教養・調査研究等に係る市民の多様な資料要求に応え、図書資料の充実を図るなどした結果、教育に関する市民アンケートにおいて「図書館の充実」という項目で高い評価を得ている。

【課題】

- こどもや大人の年齢層の図書館利用は多く、引き続きニーズに応じた図書資料の整備と様々な図書サービスを提供し、読書環境の充実を図るとともに、司書の知識を生かした幅広い分野の選書と、市民が調べたいことや探している資料などについて、必要な資料・情報を案内するレファレンスサービスの充実がより一層求められている。
- 乳幼児や小中学生の時期の読書体験は、生涯にわたる読書習慣に大きな影響力を及ぼすため、引き続き児童・生徒の発達段階に合わせた資料収集や、学校と図書館で連携した取組がより重要となっている。
- 高校生は試験勉強の場としての利用は多いものの、読書に係る利用は少ないことから、高校生世代の図書館利用促進の取組が必要である。
- 図書館や学校以外にも、地域で子ども文庫を開いて本と親しむ機会をつくっているボランティア団体などがあり、読書活動を推進していくためには、このような団体等と連携していくことが必要である。

施策 2 芸術文化の充実

成果指標名

芸術イベントの開催件数

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年3月末	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
64件	81件	59件	26件	39件	43件

資料：生涯学習課調べ

取組方針 1 芸術文化活動が行いやすく、参加しやすい環境を整備します。

【現状】

- 地域の芸術文化活動の活性化を図るため、芸術文化団体やサークル団体等への支援を行い、自主的な活動が行いやすい環境の整備に取り組んでいるが、芸術文化協会の会員の減少及び高齢化が進んでいる。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、日頃の芸術文化活動を含め、成果発表等のイベント開催を自粛する団体が増加し、芸術文化活動を通じた人と人との交流する場が希薄となっていることから、いかに芸術文化活動を推進していくかが課題となっている。
- 若い世代の加入促進を図り、継続した活動ができる体制づくりを支援する必要がある。

取組方針 2 身近に芸術文化に触れることのできる環境づくりを推進します。

【現状】

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う制限を受け、芸術文化イベント等の開催中止や規模縮小等により、市民が芸術文化に触れる機会が減少した。

【課題】

- 芸術文化イベントを開催し、より多くの市民が芸術文化に触れることのできる環境づくりと自ら体験できる機会を提供し、市民の芸術文化活動への関心を高め、継続して芸術文化活動を行う方を増やす取組が必要である。

分野3 文化

施策1 文化遺産の整備・活用

成果指標名

文化財保護と活用に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
令和元年6月	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
33.9%	37.9%	32.7%	33.1%	35.2%	35.4%

資料：教育総務課調べ（教育に関するアンケート調査）

取組方針1 文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進します。

【現状】

- 年次計画に基づき市内遺跡等の整備を着実に実施するとともに、浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会や泉官衙遺跡を楽しむ会など地域住民との交流を多く持った。また、史跡公園等の活用に市民参画を図るため、文化遺産サポーターの施策などを展開した結果、文化財に対する市民の関心が高まった。

【課題】

- 文化遺産の環境整備が十分ではなく、文化遺産の認知度が低いことから、より広い市民活動を促進し、文化遺産の積極的な周知、観光にも資する多様な活用が必要である。

施策2 ふるさと教育の充実

成果指標名

博物館利用者数

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年3月末	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
13,308人	13,850人	10,641人	6,128人	8,426人	9,338人

資料：文化財課調べ

成果指標名

郷土を愛する心を育む教育に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
令和元年6月	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
21.7%	31.7%	24.9%	26.2%	22.3%	22.1%

資料：教育総務課調べ（教育に関するアンケート調査）

取組方針1 子どもから大人までふるさとの自然、歴史や文化の理解を深める学習機会の提供に努めます。

【現状】

- 学芸員の調査研究に基づいた地域に関する企画展や他団体、個人との連携・協力による多様なテーマの企画展、体験学習、講座や幼稚園・学校や市民団体との連携事業、SNSを用いた情報発信を推進した。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人の行動制限のため博物館の利用者数の大幅な減少となったものの、感染対策の強化や規制の緩和により利用者は回復傾向にある。

【課題】

- 市民等の多様なニーズに対応するため、学校や民間団体等と連携した活動を行ったり、将来の利用者増につなげるため低年齢層及び保護者を対象とした取組の継続が必要である。

取組方針2 ふるさとに継承される報徳精神を活かしたまちづくり、ひとづくりを進めるため、報徳仕法の学びの場を充実します。

【現状】

- 報徳のまちづくり講演会の開催、各生涯学習センターでの報徳講座等の開催、副読本・リーフレット等の配布・活用、市内小中学校での「ふるさと教育（報徳仕法学習）」などを実施してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大により生涯学習センターの施設利用にも制限があったこともあり、報徳講座等の参加者数にも影響がみられた。

【課題】

- 「報徳仕法」に対する市民の関心・理解が低いため、より一層の報徳仕法に関する学習機会の充実が課題である。

施策3 地域文化の継承

成果指標名

民俗芸能団体数

教育振興基本計画後期計画 策定時		実績値			
平成31年3月末	令和5年度 目標値	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
62 団体	62 団体	62 団体	62 団体	62 団体	62 団体

資料：文化財課調べ

取組方針1 民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。

【現状】

- 東日本大震災及び原子力災害による避難に伴う地域住民の減少、さらに少子高齢化に伴う後継者不足が深刻化している。
- 市内小中学校において、児童生徒たちが地域の伝統文化に触れる機会が十分ではない。

【課題】

- 民俗芸能の継承や活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりが今後の課題である。
- 市内小中学校等の児童生徒たちが地域の伝統文化を知り学びの機会を得るには、学校と伝統文化の指導者や団体を繋ぐ仕組みづくりが必要である。

取組方針2 震災資料を含めた歴史・民俗資料を適切に収集・保存し、学校教育や生涯学習への活用を推進します。

【現状】

- 資料の収蔵場所が不足しており、資料の適切な保存に支障が生じている。また、GIGAスクール構想に対応した取組など資料の多様な活用が進んでいない。

【課題】

- 文化財等の活用については、行政だけではなく、市民も参画した取組が必要であるため、市民が文化財等に触れる機会の提供方法が課題である。

第2編

南相馬市が目指す教育の姿

1 基本理念

「自ら学び、自ら考え挑戦し、しなやかに生きぬく力を育むまち南相馬」

それぞれの力を認め合い、響き合いながら
未来を切り拓く人材の育成

平成27年度に策定した前計画では、「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」復興を超えて、新しい南相馬へ ～自らの力で社会を創造する人材の育成～ を基本理念に掲げ、震災による逆境を飛躍への好機と捉える強い精神力を持ち、自らの力で未来を切り拓いて新しい南相馬市を創造することができる人材の育成を目指してきました。

この間、相次ぐ大規模な自然災害の発生、近年発生した新型コロナウイルス感染症の拡大や不安定な国際状況など、現代はますます将来の予測が困難な時代となっており、不透明な将来に向かい、厳しい時代を乗り越えていく上で必要な資質や能力の育成を目指す必要があります。

以上のことから、南相馬市第三次教育振興基本計画においては、前計画で目指してきた基本要素である「知・徳・体」の育成に加え、社会の変化に柔軟に対応し、自分の価値観を大切にしながら、何事にも積極的にチャレンジする強い「心」や、今後を生きぬく上で必要な「主体性」「コミュニケーション能力」「情報活用能力」「問題発見・解決能力」などの資質・能力を兼ね備えた人材の育成を目指します。

未来を切り拓き、強みを生かし自分らしく豊かに生きぬくこども

障がい、文化的・言語的背景、特異な才能などの多様性を認め合い、ともに成長し、変化の激しい時代を乗り越え、力強く生きぬくために必要な資質・能力を育みます。

【知】 自ら考え、判断し、表現する能力と確かな学力

【徳】 豊かな心・ふるさと南相馬を愛する心

【体】 力強く生きぬくための健やかな心と体

柔らかに学び続け、心豊かな人生・よりよい社会の創り手となる市民

人生100年時代において心豊かな人生を送り、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となる資質を備えた人材を育成します。

【知】 自ら学び続けることにより深める知識

【徳】 異なる考え方を愉しむ柔軟な心・南相馬の誇りを守り伝える心

【体】 学んだことや知識を生かし、まちづくりの主体となる活力に満ちた心と体

3 基本目標

本市の教育が目指す姿の実現に向けて、前計画の取組における課題や教育を取り巻く現状を踏まえ、今後の基本目標を次の通り定めます。

学校教育分野

基本目標 1 豊かな心と体の育成、教育水準の向上によりこどもの未来を切り拓く力を高めるとともに、強みを伸ばし、無限の可能性にチャレンジする積極性を育みます

- 未来を切り拓くための基礎となる「知・徳・体」をバランスよく育みます。また、至誠（まごころ）学の実施により、未来を担うこどもたちの豊かな心・ふるさと南相馬を愛する心を育みます。
- 基礎学力の定着や活用力の向上、学習意欲の向上を図り、確かな学力を育成します。また、誰一人取り残されない教育環境を整え、児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育を行います。

生涯学習分野

基本目標 2 生涯にわたり、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します

- 探求心をもって学び続け、学びを通じて人生を豊かにし、生きがいをもって地域や社会に参画する意欲を持つことを目指し、生涯学習の充実に取り組みます。
- 誰もが身近に芸術文化を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、芸術文化活動を推進します。

文化分野

基本目標 3 地域の歴史や文化への理解、郷土への愛着と誇りを育みます

- 「南相馬市歴史文化基本構想」 1に基づき、地域の歴史文化遺産とその周辺環境を一体的に捉え保存し、ふるさと教育の充実や地域の魅力づくりを進めるなどの活用を図り、市民の郷土への愛着と誇りを育みます。
- 地域の誇りである相馬野馬追・民俗芸能等を絶やすことなく後世に継承するため、地域と市が一体となり、保存伝承に取り組みます。

1 歴史文化基本構想

文化遺産の保存活用に関する基本構想。本市では平成30年3月に策定。

4 基本目標達成に向けた基本姿勢

基本目標を達成するため、今後8年間において施策を展開するにあたっては次の基本姿勢で臨みます。そのためには、学校・地域・家庭がこどもの教育や生涯学習においてそれぞれの役割を認識し、市全体で取り組むことが必要なことから、協力を求めながら計画を推進します。

先人の思いをつなぐ	地域とよりそう	可能性にいどむ
先人が築き上げてきた地域の歴史や文化、自然や産業などについて幅広く学び、現代に生きる私たちは様々な立場を超えて協働し、その教を次世代に伝えます。	社会の創り手となるためには、まず自分が暮らす地域をよく知ることが大切です。地域の様々な人との交流、協働による実践を通して学びを深めます。	だれでも無限の可能性を持っています。主体的に、必要なときは仲間とともに協働して挑戦します。また、失敗も次につながる一つの成果と前向きに捉えます。

第3編

前期基本計画

- ▶ 分野1 学校教育
- ▶ 分野2 生涯学習
- ▶ 分野3 文 化

重要目標達成指標（KGI）

KGI (重要目標達成指標)	現状値	目標値 (令和9年度)
全国学力学習状況調査(小6、中3)における標準化得点	小6 99 中3 97 (令和5年9月1日時点)	小6 103 中3 101
学習適応性検査 ³ の偏差値	小5 53.6 中2 56.1 (令和5年6月7日時点)	小5 55.0 中2 58.0
生涯学習の機会の提供に対し「満足」「やや満足」と回答する市民・保護者の割合	32.9% (令和5年5月31日時点)	42.2%

第三次基本計画では、重要目標達成指標KGI（以下「KGI⁴」という。）を設定し、更に施策を具体的に実現していくため、各分野の施策ごとに重要業績評価指標KPI（以下「KPI⁴」という。）を設定しています。

第三次基本計画は、市第三次総合計画と連動する教育分野の最上位計画であることから、KGIについては市第三次総合計画と同一の指標を目指します。

各教育施策の成果指標となるKPIについては市第三次総合計画に掲げた指標のほか、新たに指標を追加しています。

3 学習適応性検査

学力と関係の深い「学習に向かう意欲や態度」「学習スキル」「学習習慣」等がどのような状態にあり、学習を上手にあるいは前向きに取り組むことができているかを、全国尺度に基づいて測定する検査。

4 KGI(重要目標達成指標)とKPI(重要業績評価指標)

KGI：Key Goal Indicatorの略で、組織やチームで設定した最終的な目標を定量的に評価する指標。前期基本計画の最終的な成果（ゴール）を評価するための指標である。

KPI：Key Performance Indicatorの略で、最終的な目標KGIを達成するための過程を計測・評価する中間指標。前期基本計画の最終的な成果（ゴール）を達成するための過程（施策）を評価する指標。なお、KPIは各施策とともに記載している。

第1章 施策の体系図

分野1 学校教育

施策1 豊かな心と体の育成

- 1 - 1 郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠（まごころ）学」を推進します。
- 1 - 2 様々な側面から生命の尊さについての考えを深め道徳教育を推進します。
- 1 - 3 運動の習慣化や正しい食生活を身に付け、健康な体を育む教育の推進を図ります。

施策2 教育水準の向上

- 2 - 1 基礎学力の定着と活用力の向上を推進します。
- 2 - 2 学習意欲を高める魅力ある教育環境づくりに取り組みます。
- 2 - 3 こどもの読書活動と調べ学習を推進します。
- 2 - 4 進学を推進するための支援に取り組みます。

施策3 教育環境の整備

- 3 - 1 地域と連携した登下校時の安全確保や安全な通学手段の確保と、安全教育を推進します。
- 3 - 2 学校施設の安全で快適な環境整備・改善に取り組みます。
- 3 - 3 学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。
- 3 - 4 安全・安心な学校給食の安定的な提供体制を整備します。

施策4 児童・生徒の状況に応じた支援の充実

- 4 - 1 不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。
- 4 - 2 震災と原発事故の影響による家庭環境等の問題を抱える児童生徒への心のケア等に積極的に対応します。
- 4 - 3 一人ひとりの状況に応じた就学・学習支援を推進します。

分野2 生涯学習

施策1 生涯学習の充実

- 1 - 1 市民が生涯にわたって、学ぶことができる環境を整備し、生涯学習機会の充実を図るとともに、報徳精神の実践を推進します。
- 1 - 2 多様な世代ニーズに対応した博物館の企画・展示、体験学習の充実と積極的な情報発信を図ります。
- 1 - 3 読書活動の推進と多様な分類・分野の図書館資料の整備・充実を図ります。

施策2 芸術文化の充実

- 2 - 1 身近に芸術文化に触れることができる環境づくりと、創作する機会の創出を推進します。
- 2 - 2 芸術文化活動団体への加入促進と組織力強化の取組を支援するとともに、芸術文化活動の充実を図ります。

分野3 文化

施策1 文化遺産の保存と活用

- 1 - 1 文化遺産の適切な保存とともに、文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進します。

施策2 民俗芸能の保存と伝承

- 2 - 1 民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。

第2章 施策の展開

前期基本計画については、次のような例に示す

「社会環境の変化」・「南相馬市ならではの視点」

を取り入れながら施策を展開していきます。

(1) 体験・交流活動の充実

新型コロナウイルス感染症の影響等により減少した体験・交流活動の機会の充実のため、地域・企業・団体・学校等の連携により自然体験活動や交流活動の充実に取り組みます。また、このような活動をリアル（対面）で行うことの意義や大切さを認識しつつ、距離や場所等といった物理的な隔たりを埋めることが可能な手段としての遠隔・オンラインのメリットも認識し、それぞれの良さを活かした体験・交流活動の充実を図ります。

(2) 地域・産学官連携による社会の創り手の育成

地域の持続的な発展のため、地域への愛着と誇りを持ち積極的に社会に参画する人材の育成、福島イノベーション・コースト構想⁵における各分野を担う人材の育成に取り組みます。

また、グローバルな視点に立って活躍するための資質・能力の育成のため、学校と地域・産学官連携を図ります。

また、市内に立地する福島ロボットテストフィールド、市に隣接することが決定している福島国際研究教育機構（F-REI）等、南相馬市の強みともいえるこれらの機関との連携による人材育成についても探っていきます。

(3) 教育DX⁶（デジタルトランスフォーメーション）の推進

DXの進展は、社会に良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されています。GIGAスクール構想による一人一台端末等の基盤を生かし、学校で学びたくても学べない児童生徒や外国語を母国語とする児童生徒の学びの保障、障がいによる学習上の困難や学びにくさの軽減、個々の才能・能力を伸ばすための高度な学びへの対応など一人ひとりの状況に応じた教育環境を整えます。同様に生涯学習分野においても、多様な状況に応じた生涯学習機会の充実に取り組みます。また、教職員の校務負担軽減、市長部局と一体となったデジタル技術活用による業務改善など、教育DXの推進を図ります。

5 福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。重点分野として「廃炉」、「ロボット・ドローン」、「エネルギー・環境・リサイクル」、「農林水産業」、「医療関連」、「航空宇宙」の分野におけるプロジェクトの具体化を進めている。

6 DX（デジタルトランスフォーメーション）

ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

(4) SDGsの推進

SDGsが掲げる17の目標について、施策と関連付け施策を展開します。

各施策に直接的には関連しない目標も意識しながら学校教育・社会教育の両面で持続可能な社会づくりの実現に取り組みます。

SDGsの17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p><目標 1> 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p><目標 2> 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><目標 3> すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><目標 4> 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><目標 5> ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><目標 6> 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><目標 7> エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p><目標 8> 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><目標 9> 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><目標 10> 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><目標 11> 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><目標 12> つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><目標 13> 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p><目標 14> 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><目標 15> 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><目標 16> 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><目標 17> パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

分野 1 学校教育

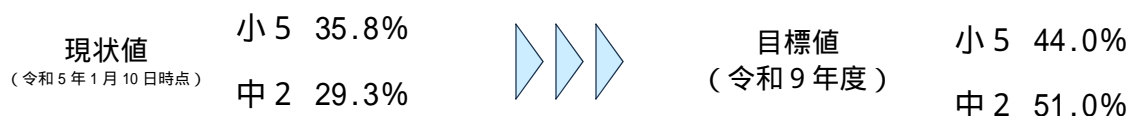


施策 1 豊かな心と体の育成

KPI (重要業績評価指標)

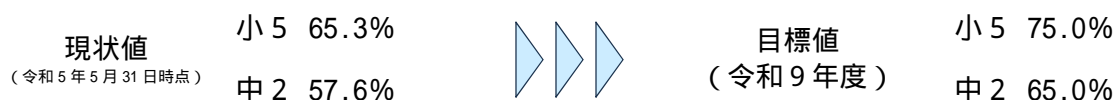
指標名

新体力テスト(小5、中2)の結果について、5段階評定(A~E)のうち、上位2段階(A、B)の児童生徒の割合



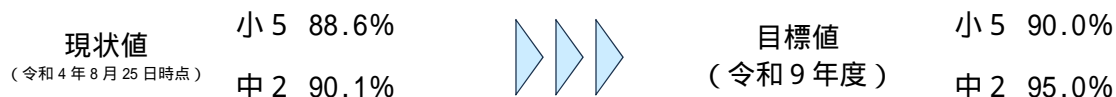
指標名

「南相馬市の自慢できるところ」や「好きなところ」について「ある」「少しある」と回答する児童生徒の割合(小5、中2)



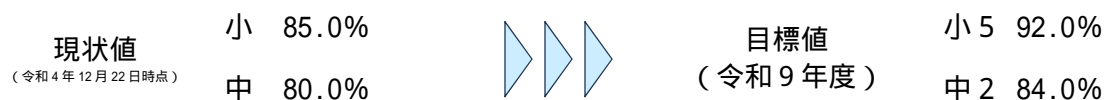
指標名

相手の気持ちを考え、やさしい言葉づかいができている児童生徒の割合(小5、中2)



指標名

朝食を食べる児童生徒の割合



目標値(令和9年度)は本市の現状を踏まえ設定。(以降のページに記載された目標値も同様) 目標値設定の考え方など詳細はP63以降に記載。

取組方針

1 - 1 郷土を愛し豊かな心を育む教育「至誠（まごころ）学」を推進します。

道徳や総合学習の時間を中心に学校教育全体を通して、命を大切にする心、他人を思いやる豊かな心、郷土を愛する心を育みます。先人が大きな危機を乗り越えた「報徳仕法」を学び、ふるさとの将来を担うこどもたちが、ふるさと南相馬に対する誇りや愛情をもって、自分の生き方について考え、成長できるようにします。

1 - 2 様々な側面から生命の尊さについての考えを深め道徳教育を推進します。

自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力（コミュニケーション力）、社会性などに加え、人種、性別、文化、国籍、宗教などの違いを受け入れ、お互いに認め合うなど多様性を尊重する力を育み、いじめや自殺対策にもつながるよう、道徳教育の充実に取り組みます。また、悩みや不安のある児童生徒に対する支援体制を強化します。安全・安心で充実した学校生活を通して、健やかに成長できるよう環境整備に取り組みます。

1 - 3 運動の習慣化や正しい食生活を身に付け、健康な体を育む教育の推進を図ります。

児童生徒が運動の楽しさや喜びを感じ、運動の習慣化、日常化に繋がられるような授業を推進し、健康・体力の向上を図ります。

また、成長段階に応じた保健指導や食育活動等を通じ、望ましい生活習慣や食生活を身に付け、健やかな体を育む教育を推進します。

主な取組

計画的・発展的な道德教育の充実

(学校教育課)

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德の授業の指導方法や評価のあり方、教材の効果的な活用等について研究を継続し、社会の状況を踏まえた充実した道德教育を推進します。

具体的な 取組例

- ・互いに思いやり、まごころで接することの大切さについて考えさせるために「親切・思いやり」を重点項目として設定
- ・答えが一つではない道德的な課題を自分事として捉え、向き合わせるために「考え、議論する道德」の授業づくりの推進
- ・多様性を尊重する力を育む視点を踏まえた人権教育の推進

報徳仕法等の郷土学習の実施

(学校教育課、生涯学習課)

道德を中心に学校教育活動の全体を通して、「郷土愛」の指導に重点をおいた教育や「至誠(まごころ)学」の充実を図ります。

また、総合的な学習の時間においては、地域の自然、歴史、文化などの特性や課題を意識した探究的・体験的な学習を推進し、深い学びの充実を図ります。

具体的な 取組例

- ・総合的な学習の時間において郷土についての探究的な学習の実施
- ・「報徳仕法」を学ぶため、「二宮金次郎・富田高慶からの贈りもの」(市発行)等の資料を活用した学習の実施

情報モラル教育の充実

(学校教育課)

スマートフォンやタブレットの普及、人工知能(AI)の進化など、今やデジタル技術は日常生活の中で欠かせないものになっています。この情報社会を暮らしていく力を養うため、発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力(児童生徒が情報手段を適切に活用できる力や、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、危機を回避する等情報を正しく安全に利用するための情報モラル等)を育成します。

具体的な 取組例

- ・デジタル教材などを活用した発達段階に応じた情報モラル教育の充実
- ・デジタル教材を日常的・効果的に活用するための指導者のスキルアップの促進
- ・保護者との共通理解を図り、学校・家庭の両面からの情報モラルに関する指導の充実
- ・児童生徒や保護者の情報モラル診断の定期的な実施

主な取組の冒頭の説明部分のみではイメージしづらい取組については、今後取り組む内容の一部を「具体的な取組例」として掲載しています。

運動が苦手、嫌いな児童生徒も運動する楽しさを見だし、さらに夢中になって取り組もうとする授業づくりを推進し、体育の授業を業間や放課後、学校行事や休日の運動活動等に繋げながら運動の日常化を図ります。

また、動きづくりや技能の習得などの個人差に対応しながら、体の動かし方や上手くなるためのコツがわかる授業を展開します。

具体的な
取組例

- ・授業の質向上のため、地域のスポーツ指導者の活用やチーム・ティーチングによる授業の実施
- ・児童生徒や保護者に対し、食育も含めた健康な体作りの啓発活動の実施
- ・健康診断の結果を基に、養護教諭による生活習慣や食習慣に関する指導・助言を行うなど、発達段階に応じた継続的な支援の充実

こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図ります。

また、学校給食における地元産食材を活用する取組、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導の充実を図ります。

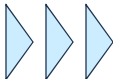
具体的な
取組例

- ・栄養教諭、栄養士による児童生徒への栄養指導や希望する保護者との個別相談の実施
- ・食育の重要性を児童生徒や保護者に伝えるため、「食育広報」の発行などの啓発活動の実施
- ・学校給食を通じた献立の工夫、感謝の心、食事のマナーの指導

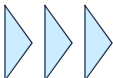
施策 2 教育水準の向上

KPI（重要業績評価指標）

指標名 学習の意欲が高い児童生徒の割合（小5、中2）

現状値 <small>（令和5年6月7日時点）</small>	小5 41.0%		目標値 <small>（令和9年度）</small>	小5 60.0%
	中2 53.0%			中2 60.0%

指標名 標準学力調査（小5、中2）における平均正答率

現状値 <small>（令和5年3月時点）</small>	小5 68.0%		目標値 <small>（令和9年度）</small>	小5 72.0%
	中2 58.0%			中2 64.0%

取組方針

2 - 1 基礎学力の定着と活用力の向上を推進します。 (学校教育課)

基礎的な学力は、こどもたちが自立し、変化の激しい社会の中で主体的に課題を解決していくための源泉となるため、全国学力・学習状況調査などの各種調査結果を踏まえ、教員の指導力向上対策、幼児教育から高等教育機関まで切れ目のない教育活動の取組、家庭等での学習の充実など、より効果が期待できる取組を進めます。

また、児童生徒一人ひとりの資質・能力を伸ばすため、DXの推進による個別最適化された学びの充実を図るとともに、きめ細かな指導体制を充実させるため、学校司書や学力向上教員、外国語指導助手の配置拡充に取り組みます。

併せて、教員の授業研究時間の確保を図るため、働き方改革に取り組みます。

2 - 2 学習意欲を高める魅力ある教育環境づくりに取り組みます。 (学校教育課)

グローバル化の進展に対応した外国語教育や国際理解教育、技術革新に対応したプログラミング教育の充実・強化を図るとともに、キャリア形成に資する多様な体験プログラムを提供・実施するなど、学習意欲を高める魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

また、東日本大震災や原子力災害、少子化の影響により児童生徒数が減少していることから、地域との合意形成を図りながら、地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進します。

2 - 3 こどもの読書活動と調べ学習を推進します。 (学校教育課)

児童生徒が主体性を持って読書や調べ学習の楽しさを実感できるよう魅力ある図書館資料を整備し、学校図書館の質を高め、学校教育活動全般における学校図書館の積極的な活用を推進します。また、学校司書を増員し、小中学校全校専任を目指します。

2 - 4 進学を推進するための支援に取り組みます。 (教育総務課)

学ぶ意欲のある学生が、希望する進路を諦めることなく安心して修学できるよう、修学資金の貸付・給付を行うとともに、国において検討されている給付型奨学金の対象拡大など、社会情勢にあわせた修学支援のあり方について注視しながら支援していきます。

主な取組

学力の実態把握や授業の改善

(学校教育課)

全国学力・学習状況調査などの各種調査結果を踏まえ、「南相馬市授業改善プラン」に基づき、市内全ての小中学校において「南相馬の授業スタイル」の共通理解を図るとともに、教員研修を充実、PBL (Project Based Learning (問題解決型学習)) の積極的な推進に取り組みます。

具体的な
取組例

- ・教育先進地での教員研修の充実
- ・南相馬の授業スタイルやPBLの定着化に向けた教員への指導体制の充実

市独自教員の採用

(学校教育課)

指導環境の充実化や児童生徒の学習意欲と学力の向上を図るため、学力向上教員として市独自に採用する教員の配置拡充を図ります。

教員の働き方改革の推進

(学校教育課)

教材研究の時間や児童生徒との関わりを深める時間を確保し、効果的な教育活動を行うことができる体制を構築するため、DX 推進による校務負担の軽減、部活動に対する支援など、教員の働き方改革を推進します。

具体的な
取組例

- ・校務支援システムやアプリケーションなどを活用した校務の効率化、ペーパーレス化の推進
- ・2学期制の導入による行事の効率化や通知表作成の負担軽減などから期待される教職員の積極的な自己研鑽の時間の確保及びゆとりある教育活動の推進
- ・部活動指導員の配置拡充や部活動の地域移行に向けた取組の実施

一人1台のタブレット等を活用したデジタル学習の推進

(学校教育課)

児童生徒の発達に応じた、情報モラルを含む情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、タブレットを効果的に活用したデジタル学習に取り組みます。

また、タブレットは文房具の一つとしての意識の下、学校教育活動全般における活用により、個々の特性に応じた個別最適化された学びの充実を図りながら、学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育や、発達障がいなどにより学習に困難を抱える児童生徒や外国人児童生徒等への支援において ICT を活用するなど、学習活動が円滑に進むよう取り組みます。

具体的な
取組例

- ・授業での協働的な学習や習熟度別学習、学習ドリルアプリを活用した持ち帰りによる家庭学習の推進
- ・デジタル学習支援のため、学校への ICT 支援員の派遣の継続
- ・効果的な学習支援アプリ等の研究・導入・活用

家庭等での学習の充実

(学校教育課)

学校における教育活動の取組みを補完し、基礎学力や活用力の更なる向上を図るため、家庭学習の質・量の充実を図ります。

また、受験等を意識した実践的な学習により学習効果を更に高めるため、学習塾と連携するなど、学校や家庭以外での学習機会の拡充を図ります。

具体的な 取組例

- ・家庭学習の指針の策定、実施
- ・学習ドリルアプリを活用した持ち帰りによる家庭学習の実施
- ・学習塾等と連携した取組の研究、実施

幼児教育から高等教育機関まで切れ目のない教育活動の推進

(学校教育課)

子どもたちが安心して学校生活に適應し、かつ将来就きたい職業への意欲を持って学校生活を送ることができるよう、入学・進学に伴う児童生徒の戸惑いや影響の軽減、大学等高等教育機関までの進学も見据えた各学校段階に応じた教育活動の展開、将来を見据えたキャリア形成等、切れ目のない教育活動に取り組みます。

具体的な 取組例

- ・幼保・小連携によるスタートカリキュラムの実施
- ・義務教育9年間を見据えた教育活動、小中学校教員相互による乗入れ授業等の実施
- ・高校と連携した教育活動、高等教育機関等による特別講義の実施

外国語教育、プログラミング教育の推進

(学校教育課)

グローバル化や技術革新が進む社会に対応するため、幼保・小・中一貫した切れ目のない外国語教育及びプログラミング教育を推進します。

具体的な 取組例

- ・幼稚園・保育園における、あそびを通じた英語発音学習や小学校でのフォニックス学習の実施
- ・英語を使う機会を拡充するため、外国語指導助手(ALT)の全小中学校専任化の推進
- ・全中学生に対して実用英語技能検定の受験料支援の継続実施
- ・プログラミングロボットの活用や高等教育機関、企業等と連携したプログラミング教育の実施

中学生の海外研修の継続と、多様な文化や価値観への理解を醸成する体験プログラムの提供 (学校教育課)

国際理解教育を推進し、広い視野を持った児童生徒の育成を図るため、中学生海外研修事業を継続して実施します。

また、児童生徒の多様な文化や価値観への理解醸成を図り、キャリア形成に資するため、各種体験プログラムを提供・実施します。

具体的な 取組例	<ul style="list-style-type: none">・中学生海外研修事業の継続実施・異文化体験、職業体験、企業見学など多様な体験プログラムの提供・実施・体験学習に必要なバス代等の経費に対する助成の継続
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公立学校適正化計画の推進 (学校教育課)

こどもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じての思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることができるよう、こどもたちにとって望ましい教育環境を実現するため、地域との合意形成を図りながら、地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進します。また、学校適正化にあたっては、地域の伝統を受け継ぎ、その地域の特性を活かした特色と魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

具体的な 取組例	<ul style="list-style-type: none">・公立学校適正化計画に基づき、保護者や地域の方と協議を行い、適正化に向けた合意形成を推進
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

福島国際研究教育機構 (F-REI) 等との連携による次世代人材の育成 (学校教育課)

福島国際研究教育機構 (F-REI) や福島ロボットテストフィールドとの連携により、グローバル化や技術革新が進む社会に対応しうる次世代人材の育成に取り組みます。

具体的な 取組例	<ul style="list-style-type: none">・福島国際研究教育機構 (F-REI) や福島ロボットテストフィールドで取組む最新技術や研究に触れる機会の創出により、児童生徒のキャリア形成、創造的思考力を育成
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

小高区の文教ゾーンを生かした魅力ある教育環境の整備 (学校教育課)

教育施設が集中する地域特性を生かし、幼(保)・小・中・高連携による切れ目のない接続的な小高区の文教ゾーンを生かした魅力ある教育環境を整備します。

具体的な 取組例	<ul style="list-style-type: none">・幼保・小・中一貫した外国語教育の取組の推進・小高区の地域人材を生かした魅力ある体験活動の実施・小高区の将来の姿を見据えた施設一体型の小中一貫校等の設置検討
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学校司書の配置拡充と学校図書の整備充実

(学校教育課)

学校図書館を活用した児童生徒の読書活動や調べ学習の推進により、学習内容を深め、表現力や想像力を高めるため、学校司書の配置拡充及び学校図書の整備充実に取り組みます。

また、効果的な外国語教育に資するため、外国語図書の整備充実を図ります。

具体的な

取組例

- ・学校司書の全小中学校専任化の推進
- ・中央図書館と連携した学校図書館図書の整備充実

教育水準の向上にかかる先進的・効果的な取組の調査研究

(教育総務課・学校教育課)

複雑化・多様化・グローバル化などの時代に求められる主体性、コミュニケーション能力、探求力、思考力・判断力・表現力などを備えた人材育成のため、新たな視点を持って他自治体等における先進的・効果的な教育システムやプログラム等の導入・実施事例の調査研究を行います。

情報技術を生かした修学資金貸付・給付申請手続きにおける利便性向上

(教育総務課)

育英資金貸付ほか、市が行う修学資金貸付・給付申込にあたり必要な書類提出等を含む手続について、申込者の利便性向上や業務効率化のため、見直しを図ります。

具体的な

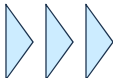
取組例

- ・修学資金貸付・給付申込にかかるオンライン申請の導入

施策3 教育環境の整備

KPI（重要業績評価指標）

指標名 学校に行くのが楽しいと回答する児童生徒の割合（小5、中2）

現状値 <small>（令和5年6月7日時点）</small>	小5 95.0%		目標値 <small>（令和9年度）</small>	小5 96.0%
	中2 79.0%			中2 85.0%

指標名 小中学校の施設・設備の整備について「満足」「やや満足」と回答する保護者の割合

現状値 <small>（令和5年5月31日時点）</small>	59.0%		目標値 <small>（令和9年度）</small>	63.0%

指標名 学校給食における市産品の使用率

現状値 <small>（令和5年6月16日時点）</small>	40.7%		目標値 <small>（令和9年度）</small>	50.0%

取組方針

3 - 1 地域と連携した登下校時の安全確保や安全な通学手段の確保と、安全教育を推進します。

子どもたちが安全で安心して生活できるよう、学校安全ボランティア等、地域と一体となった安全・安心の環境づくりを推進します。また、防災教育や交通安全教室を通して、日常の学校生活等で安全に関する指導を行います。

3 - 2 学校施設の安全で快適な環境整備・改善に取り組みます。

児童生徒に安全・安心な教育環境を提供するため、学校施設の適切な保全管理を行います。また老朽化施設の長寿命化を図るため、計画的な改修・修繕を行います。

3 - 3 学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進します。

保護者や地域住民に説明責任を果たすとともに地域住民の力を学校運営に効果的に反映できるよう地域とともにある学校づくりを推進します。

3 - 4 安全・安心な学校給食の安定的な提供体制を整備します。

学校給食の充実を通して、成長期である子どもたちが心身ともに健康でいられるよう、安全・安心で、楽しみと栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供します。

主な取組

通学路等の安全点検の実施

(学校教育課)

学校と保護者や地域、関係機関が連携し、定期的に通学路点検を行うなど、児童生徒が事故や犯罪に巻き込まれないよう安全確保に努めます。

具体的な
取組例

- ・学校・保護者等と連携した通学路安全点検の実施
- ・関係機関と連携した交通安全教室の実施
- ・保護者や地域の方と連携した見守り活動の推進

通学バスの運行等通学手段の確保

(学校教育課)

児童生徒が自ら通学できる体制を構築するため、遠距離通学児童生徒のバス利用支援やスクールバスの運行など通学手段の確保に努めます。

具体的な
取組例

- ・遠距離通学に係るバス代等の支援の実施
- ・公共交通機関がない地区については、スクールバスの運行の検討

老朽化施設・設備の改修

(教育総務課)

将来にかかる維持管理・更新費の抑制のため、計画的に学校施設の改修・修繕・維持管理を行い、教育環境の安全性を確保します。

具体的な
取組例

- ・各種法定点検、遊具点検等を通じた学校施設の安全の確保
- ・今後の公立学校の統廃合を見据えた施設の大規模改修の検討
- ・空調機器、照明機器等の計画的な更新

コミュニティ・スクール⁷の導入

(学校教育課、生涯学習課)

学校・地域・保護者が一体となった学校づくりを推進するため、地域学校協働活動と合わせたコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けて取り組み、学校評議員制度からの転換を図ります。

学校給食提供体制の整備

(学校教育課、教育総務課)

将来にわたり安全でおいしい給食を児童生徒へ安定的に提供するため、給食センターの整備を進めます。また、安全で安心できる学校給食の提供をすべく、食材検査事業を継続して実施し、食の安全について広く周知するとともに地元産食材を活用した地産地消に取り組みます。

具体的な
取組例

- ・新たな給食センターの整備による安心・安全な給食提供体制の構築
- ・鹿島区の給食センターの修繕による衛生的な調理環境の構築
- ・食材検査事業の継続実施
- ・地元産食材を可能な限り活用した地産地消の推進

7 コミュニティ・スクール

「学校運営協議会制度」を導入している学校のことで、学校と地域との連携・協働関係の強化を通じて、より質の高い教育を実現しようとする制度。

施策 4

児童・生徒の状況に応じた支援の充実

KPI (重要業績評価指標)

指標名 不登校児童・生徒の割合

現状値 (令和5年3月31日時点)	小	0.68%		目標値 (令和9年度)	小	0.65%
	中	3.49%			中	2.30%

指標名 学級生活に満足している児童生徒の割合

現状値 (令和5年6月7日時点)	小5	68.1%		目標値 (令和9年度)	小5	80.0%
	中2	55.2%			中2	65.0%

4 - 1 不登校・いじめ未然防止へ積極的に対応します。

悩みや不安に対する支援体制の充実やいじめの未然防止、早期発見、早期解決を図り、次世代を担う子どもたちが、学校生活を楽しく過ごし、健やかに成長することができる環境の整備に取り組みます。

4 - 2 震災と原発事故の影響による家庭環境等の問題を抱える児童生徒への心のケア等に積極的に対応します。

震災と原発事故の影響による家庭環境等の問題を抱える児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、きめ細かな心のケア等、積極的に対応します。

4 - 3 一人ひとりの状況に応じた就学・学習支援を推進します。

障がいや不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等を有する子どもたちの多様なニーズに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保できるように、一人ひとりの状況に応じた就学・学習支援を推進します。

また、インクルーシブ教育システム⁸など、全ての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会の確保など、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現を図ります。

8 インクルーシブ教育システム

障がいのある子ども達と障がいのない子ども達が、共に学ぶ仕組み

主な取組

いじめ問題への積極的な対応

(学校教育課)

「いじめを許さない学級、学校づくり」の実現に向け、道徳教育の充実や保護者、地域住民、学校、関係機関等の連携によるいじめ問題対策連絡協議会の設置及び情報共有化と問題の対応を行います。

具体的な 取組例

- ・いじめに係るアンケート調査や Hyper-QU 検査の定期的な実施による、いじめの早期発見、早期解決
- ・いじめ問題対策連絡協議会において、いじめの状況やいじめ防止等について協議するなど、関係機関と連携した適切な取組の実施

スクールカウンセラーの配置

(学校教育課)

スクールカウンセラーを定期的に小中学校へ派遣し、カウンセリングを通して児童生徒の心のケアや、教員や保護者に対して指導助言等のメンタルケアを行い、こどもが健やかに成長できるよう専門的な支援、対応ができる相談体制を整備します。

就学指導アドバイザーの配置拡充

(学校教育課)

発達障がい等支援が必要な児童生徒が増加していることから、特別支援を要する児童生徒及びその疑いのある児童生徒が円滑に就学することができるよう、就学指導アドバイザーの配置拡充を図ります。

適応指導教室の運営

(学校教育課)

不登校児童生徒に対する支援体制を充実するため、適応指導教室を運営するとともに、児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見・早期支援を推進し、学校生活に復帰できるよう支援を行います。

具体的な 取組例

- ・適応指導教室を各区に設置し、児童生徒の生活や学習指導等を実施
- ・臨床心理士による児童生徒、教員及び保護者への面接指導の実施

学習支援員・介助員の配置拡充

(学校教育課)

発達障がい等支援が必要な児童生徒が増加していることから、多様なニーズを有するこどもたち一人ひとりの状況に応じた就学、学習支援を行うとともに、教員の負担軽減を図るため、学習支援員・介助員の配置を拡充します。

分野 2 生涯学習

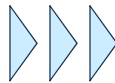


施策 1 生涯学習の充実

KPI (重要業績評価指標)

指標名 生涯学習関連事業の延べ参加者数

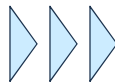
現状値
(令和5年3月31日時点) 11,039人



目標値
(令和9年度) 12,400人

指標名 YouTube「生涯学習チャンネル」再生回数

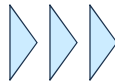
現状値
(令和5年3月31日時点) 53,100回



目標値
(令和9年度) 74,200回

指標名 図書館の入館者数

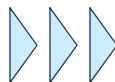
現状値
(令和5年3月31日時点) 199,954人



目標値
(令和9年度) 240,000人

指標名 市民一人当たりの図書の年間貸出冊数

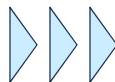
現状値
(令和5年3月31日時点) 6.85冊



目標値
(令和9年度) 7.98冊

指標名 博物館の利用者数

現状値
(令和5年3月31日時点) 9,338人



目標値
(令和9年度) 10,700人

取組方針

1 - 1 市民が生涯にわたって、学ぶことができる環境を整備し、生涯学習機会の充実を図るとともに、報徳精神の実践を推進します。

こどもから高齢者まで生涯各期に応じた学習プログラムの充実を図るため、特に、若者や子育て世代の学びのニーズを捉え、各生涯学習センターの特性に合わせた講座等の開催や、みなみそうまチャンネルや動画配信共有サイトを活用した生涯学習講座の動画配信を進めるほか、オンライン講座も視野に入れ、生涯にわたる学びの環境を整備し、充実を図ります。また、報徳精神がいきづくまちづくりの取組により、市第三次総合計画の基本目標である「100年のまちづくり」の実現を目指し、現代における報徳精神の実践を推進します。

1 - 2 多様な世代ニーズに対応した博物館の企画・展示、体験学習の充実と積極的な情報発信を図ります。

多様な世代ニーズに対応した魅力ある博物館づくりのため、学校や民間団体等と連携した活動や、将来の利用者増につなげるため低年齢層及び保護者を対象とした取組の継続、博物館の企画・展示、体験学習の充実とSNS等多様な方法での積極的な情報発信などを図ります。

1 - 3 読書活動の推進と多様な分類・分野の図書館資料の整備・充実を図ります。

こどもから高齢者までのあらゆる世代の読書活動を推進するため、多様な図書館資料の整備と図書サービスの充実を図り、図書館資料を容易に活用できる読書環境を整えます。

主な取組

報徳仕法を含めた各種講座や教室、市民ボランティア等による出前講座の実施と動画配信 (生涯学習課)

各生涯学習センターにおける報徳講座等と、市民ニーズに応じた各種講座等の開催に加え、市民ボランティア等による出前講座の実施と動画配信共有サイト等を活用した動画配信などにより、市民がいつでも学べる環境の充実を図ります。

具体的な 取組例

- ・二宮尊徳、富田高慶の功績等を学ぶ講座、報徳史跡をめぐる移動教室の実施
- ・生涯各期のニーズを捉えた各種講座、出前講座メニュー、動画配信内容の充実

家庭や地域との連携による社会教育の充実した学びの場の創出 (生涯学習課)

こどもたちの健全な心身と豊かな情操、社会性や知識の育成のため、各種体験活動事業を実施します。

また、家庭や地域、学校が連携してこどもたちを育成し、地域社会の活性化を図るため、地域学校協働活動の取組を広げます。

多様な世代ニーズに対応した博物館企画展、講座、体験学習等の開催

(文化財課)

ふるさとの特徴や魅力を伝えるため、野馬追・自然・考古・歴史・民俗に関する企画展や各種講座・体験学習を開催し、市民の多様な学習意欲に応えます。また、多様な世代ニーズに対応できるように、親子・家族を対象とした体験型講座や博物館講座の開催のほか、学校教育における博物館利用促進に取り組みます。

具体的な 取組例

- ・ふるさとや地域をテーマにした企画展の開催
- ・親子、家族など多様な世代を対象とした講座や体験学習の開催

震災資料や歴史・民俗資料等の積極的な公開

(文化財課)

震災の事実や教訓、本市の歴史や伝統文化を継承し、国内外に発信をしていくため、各種資料を博物館等で展示・公開するとともに、デジタル化の取組を進め、SNS等多様な方法で積極的に公開します。

市民のニーズに対応した多様な図書資料の整備を行うとともに、高校生など若者世代の読書意欲の喚起につながるような事業を企画し利用促進につなげます。また、身近なところで図書館を利用できるよう移動図書館車と配本車の2台体制によるアウトリーチサービスを行います。

具体的な
取組例

- ・市内の高校の図書委員と連携した棚づくりなど高校生が読書に興味を持つような企画の実施
- ・移動図書館車の運行

障がい及び加齢などにより活字を読みにくい方に対応した音声データ、大活字本、触る絵本を整備します。また、外国人が図書館サービスを利用しやすくなるように、外国語の図書資料の充実やカウンター等でのわかりやすい案内などに取り組みます。

具体的な
取組例

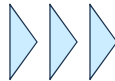
- ・大活字本や外国語の図書などの充実

施策 2 芸術文化の充実

KPI（重要業績評価指標）

指標名 芸術イベントの開催件数

現状値 43 件
（令和 5 年 3 月 31 日時点）



目標値 61 件
（令和 9 年度）

取組方針

2 - 1 身近に芸術文化に触れることができる環境づくりと、創作する機会を創出します。

より身近に芸術文化に触れることができる環境を提供するため、市民ニーズを的確に捉え、体験事業や鑑賞事業の充実を図ります。また、人・歴史・地域など、潜在的な芸術文化財産・資源を掘り起こし、市民参加型の芸術文化イベントに活用します。

2 - 2 芸術文化活動団体への加入促進と組織力強化の取組を支援するとともに、芸術文化活動の充実を図ります。

あらゆる市民が、生涯を通じて芸術文化を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、各種団体による芸術文化活動を支援します。

主な取組

芸術文化イベントの開催

(生涯学習課)

市民が芸術文化に触れる機会の充実を図るため、地域の芸術文化資産を活用した市民参加型の芸術文化イベントを開催します。

具体的な
取組例

- ・市総合美術展覧会の開催による芸術文化鑑賞と創作活動の機会創出
- ・市外アーティストと市民の交流イベントの開催

各種団体や個人の活動支援

(生涯学習課)

市民の自主的な芸術文化活動の活性化及び育成・振興を図るため、芸術文化の普及活動や発表会等を行う団体の活動に要する経費の支援を行います。

分野3 文化

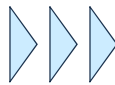


施策1 文化遺産の保存と活用

KPI (重要業績評価指標)

指標名 文化財保護と活用に「満足」「やや満足」と回答する一般市民の割合

現状値
(令和5年5月31日時点) 35.4%



目標値
(令和9年度) 37.4%

取組方針

1 - 1 文化遺産の適切な保存とともに、文化遺産と周辺環境が一体となった整備事業を計画的に推進し、新たな観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進します。

史跡浦尻貝塚や泉官衙遺跡等などに代表される文化遺産を適切に保存しながら、魅力ある歴史文化を体感できるまちづくりを目指して、市民とともに観光や学習など多様な視点を生かした文化遺産の活用を図ります。

主な取組

文化遺産（史跡浦尻貝塚、泉官衙遺跡等）の適切な保存環境の整備（文化財課）

魅力ある歴史文化を体感できるまちづくりを進めるため、史跡浦尻貝塚や泉官衙遺跡等などに代表される文化遺産の適切な保存環境の整備について、計画的に取り組みます。

具体的な 取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 史跡浦尻貝塚の整備・ 史跡泉官衙遺跡の整備・ 大悲山石仏の適切な保存修理・ 旧武山家住宅の保存修理計画の策定
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

歴史・民俗資料等の適切な保存（文化財課）

文化財資料（歴史・民俗資料等）を適切に保存するため、資料保管環境の整備、指定文化財の修理等や埋蔵文化財の発掘調査並びに文化財保存活動への支援とともに、未指定文化財を含めた歴史・民俗資料等の総合的な保存に取り組みます。

具体的な 取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 文化財資料（歴史・民俗資料等）を適切に保管する文化財資料収蔵施設の整備
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------

文化遺産の積極的な活用（文化財課）

文化遺産の積極的な活用を図るため、案内表示を含めた魅力ある文化的観光ルートづくりによる観光客の誘致や文化遺産に係る市民活動を促進します。

具体的な 取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 文化遺産案内看板整備、パンフレットの作成、SNSなどの活用による文化遺産の周知・ 文化遺産サポーターの活動促進
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

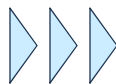
施策2 民俗芸能の保存と伝承

KPI (重要業績評価指標)

指標名 民俗芸能発表会の観覧者数

現状値
(令和4年12月18日時点)

61人



目標値
(令和9年度)

500人

取組方針

2 - 1 民俗芸能や相馬野馬追の継承と活動の活性化に向けた支援、新たな保存伝承の仕組みづくりに取り組みます。

地域の民俗芸能を後世に伝えるため、地域活動や学校教育との連携、民俗芸能に関する指導者や情報の共有化など、民俗芸能などの伝統文化の継承を支援します。

主な取組

民俗芸能の継承や活動への支援

(文化財課、生涯学習課)

民俗芸能を継承するため、民俗芸能発表会を開催するとともに、相馬流れ山踊りをはじめとする民俗芸能の保存伝承に取り組む団体や学校等での活動について支援します。

具体的な 取組例

- ・ 民俗芸能発表会の開催
- ・ 民俗芸能継承の仕組みづくり
- ・ 民俗芸能継承のための後継者育成用映像記録の作成
- ・ 学校等で実施する講習会等伝承活動への講師派遣等の支援

相馬野馬追の継承や活動への支援

(文化財課)

相馬野馬追を継承するため、保存管理団体等と連携し、支援に努めます。また、馬事文化を後世に伝えるため、関係機関等と連携しパンフレットやSNS等を用いた情報発信活動に取り組むとともに、博物館において相馬野馬追についての様々なテーマの企画展や講座の開催に取り組めます。

第3章 計画の推進に向けて

前期計画を着実に推進するために、以下の取組を実施します。

1 実施計画の策定

前期計画を実行性のあるものとし、計画的かつ効率的な事業構築を図るため、個別の事務事業についての具体的な取組内容と活動指標等を掲げた実施計画を毎年度策定します。

2 計画の点検・評価

前期計画を着実かつ効果的に推進するためには、定期的な点検と評価が必要です。

この取組として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、本計画の適切な進行管理を行います。

3 庁内・外組織との連携及び協働

前期計画の推進にあたっては、幼児教育、子育て支援、スポーツなど様々な分野について庁内関係部局と横断的に連携を図ります。また、各部局が所管する市第三次総合計画に基づく各個別計画との整合性を図ることにより、一体性を持たせます。

また、庁内組織等のもとより、国や県をはじめ、家庭・地域・学校や関係団体と連携し、各種施策を推進します。

4 社会状況等の変化による見直し

急速に変化する社会情勢の中にあって、国の制度改正や新たに生じる課題を迅速に把握した上で、前期計画に掲げた取組の見直しや新たな取組の実施など、必要に応じて適宜見直しを行います。

資料編

- ▶ 1 KGI(重要目標達成指標)と
KPI(重要業績評価指標)
- ▶ 2 南相馬市の教育に関する現況
- ▶ 3 教育に関するアンケート調査結果
- ▶ 4 教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- ▶ 5 教育振興基本計画策定委員会名簿
- ▶ 6 教育振興基本計画有識者会議名簿
- ▶ 7 教育振興基本計画庁内会議委員名簿
- ▶ 8 教育振興基本計画策定経過
- ▶ 9 用語集

（ 1 ） K G I（重要目標達成指標）

《目標値設定の考え方》

市第三次総合計画との連携を図るため、K G I（重要目標達成指標）及びK P I（重要業績評価指標）は同様の指標を設定しています。第三次基本計画の終期時点の目標値（令和9年度）については、市第三次総合計画に記載された令和8年度の目標値同数またはそれ以上の数値を目指します。なお、施策の効果については、数値のみで評価することが難しい項目があることに留意しつつ、目標値の達成を念頭に施策を推進します。

K G I（重要目標達成指標）	現状値	目標値 （令和9年度）	（参 考） 総合計画上の目標 値(令和8年度)	指標の設定理由 【 】内の表記は統計等の名称
全国学力学習状況調査 (小6、中3) における標準化得点	小6 99 中3 97	小6 103 中3 101	小6 103 中3 101	児童生徒の教育水準の向上が図られているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和8年度目標値と同じ目標値とし、小6は103(4点程度の向上)、中3は101(4点程度の向上)を目標値に設定【全国学力・学習状況調査標準化得点】
学習適応性検査の偏差値	小5 53.6 中2 56.1	小5 55.0 中2 58.0	小5 55.0 中2 58.0	魅力ある教育環境が推進されているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和8年度目標値と同じ目標値とし、小5は(1.4ポイント程度の向上)、中2は1.9ポイント程度の向上)を目標値に設定【A A I検査(学習適応性検査)の標準得点(偏差値)】
生涯学習の 機会の提供 に対し 「満足」「やや満足」と 回答する 市民・保護 者の割合	32.9%	42.2%	42.2%	生涯にわたって学ぶことができる環境づくりが推進されているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和8年度目標値と同じ目標値に設定【教育に関するアンケート】

(2) K P I (重要業績評価指標)

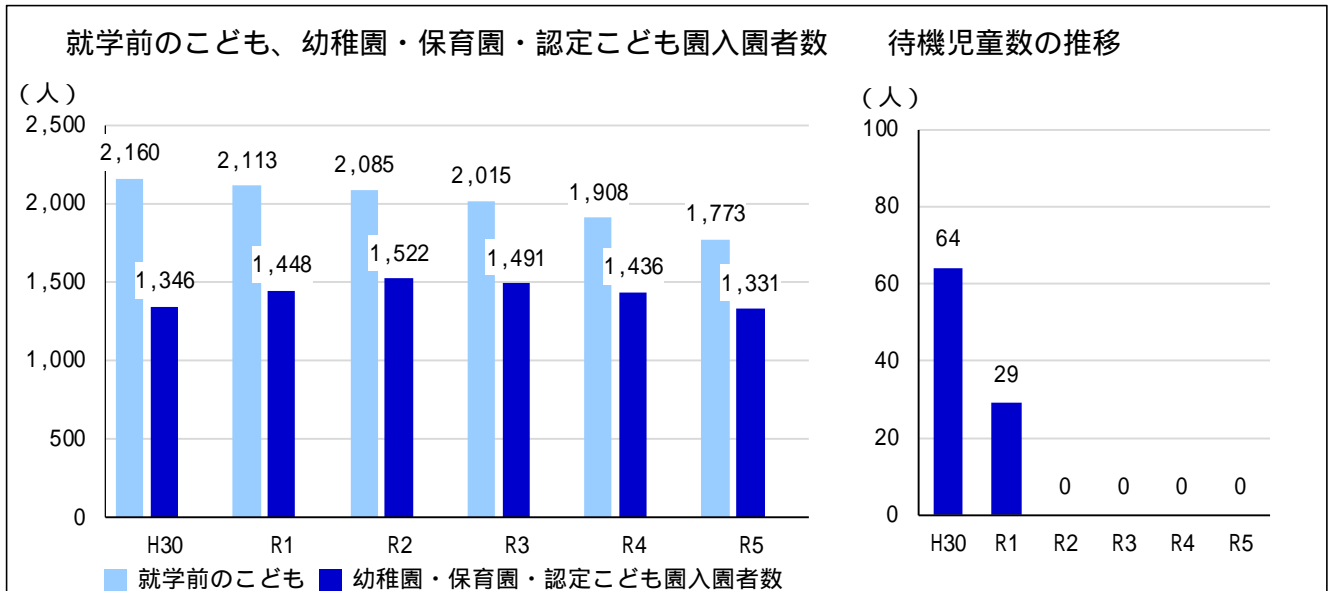
基本方針	施策	成果指標名	現状値	目標値 (令和9年度)	(参考) 総合計画上の目標値 (令和8年度)
基本方針 1 学校教育	施策1 豊かな心と 体の育成	新体力テスト(小5、中2)の結果について、5段階評定(A~E)のうち、上位2段階(A、B)の児童生徒の割合	小5 35.8% 中2 29.3% (R5.1.10 時点)	小5 44.0% 中2 51.0%	小5 44.0% 中2 51.0%
		「南相馬市の自慢できるところ」や「好きなところ」について「ある」「少しある」と回答する児童生徒の割合(小5、中2)	小5 65.3% 中2 57.6% (R5.5.31 時点)	小5 75.0% 中2 65.0%	小5 75.0% 中2 65.0%
		相手の気持ちを考え、やさしい言葉づかいができている児童生徒の割合(小5、中2)	小5 88.6% 中2 90.1% (R4.8.25 時点)	小5 90.0% 中2 95.0%	小5 90.0% 中2 95.0%
		朝食を食べる児童生徒の割合	小 85.0% 中 80.0% (R4.12.22 時点)	小 92.0% 中 84.0%	小 92.0% 中 84.0%
	施策2 教育水準の 向上	学習の意欲が高い児童生徒の割合(小5、中2)	小5 41.0% 中2 53.0% (R5.6.7 時点)	小5 60.0% 中2 60.0%	小5 60.0% 中2 60.0%
		標準学力調査(小5、中2)における平均正答率	小5 68.0% 中2 58.0% (R5.3 時点)	小5 72.0% 中2 64.0%	小5 72.0% 中2 64.0%
	施策3 教育環境の 整備	学校に行くのが楽しいと回答する児童生徒の割合(小5、中2)	小5 95.0% 中2 79.0% (R5.6.7 時点)	小5 96.0% 中2 85.0%	小5 95.0% 中2 85.0%
		小中学校の施設・設備の整備について「満足」「やや満足」と回答する保護者の割合	59.0% (R5.5.31 時点)	63.0%	63.0%
		学校給食における市産品の使用率	40.7% (R5.6.16 時点)	50.0%	50.0%
	施策4 児童・生徒 の状況に応じた支援の 充実	不登校児童・生徒の割合	小 0.68% 中 3.49% (R5.3.31 時点)	小 0.65% 中 2.30%	小 0.80% 中 2.30%
		学級生活に満足している児童生徒の割合	小5 68.1% 中2 55.2% (R5.6.7 時点)	小5 80.0% 中2 65.0%	小5 80.0% 中2 65.0%

<p style="text-align: center;">指標の設定理由</p> <p>【】内の表記は統計等の名称 表記がない場合は市の調査によるもの</p>	<p style="text-align: center;">該当頁</p>
<p>児童生徒の運動の習慣化が図られているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし、小 5 は 44.0% (8.2% の向上、中 2 は 51.0% (21.7% の向上) を目標値に設定。【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】</p>	<p style="text-align: center;">P 3 4</p>
<p>郷土を愛し豊かな心を育む「至誠(まごころ)学」の推進が図られているかを評価するため。市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし、小 5 は 75.0%、中 2 は 65.0% (それぞれ 10% 程度の向上) を目標値に設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 3 4</p>
<p>道徳教育の推進が図られているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし、小 5 は 90%(1.4% の向上)、中 2 は 95%(4.9% の向上) を目標値に設定。【ふくしま学力調査児童質問紙調査】</p>	<p style="text-align: center;">P 3 4</p>
<p>正しい食生活を身に付ける食育の推進が図られているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし、小学生 92% (7% の向上) 中学生 84% (4% の向上) を目標値に設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 3 4</p>
<p>学習意欲の向上が図られているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし、小 5、中 2 とともに 60% (小 5 は 19%、中 2 は 7% の向上) を目標値に設定。【A A I 検査(学習適応性検査)】</p>	<p style="text-align: center;">P 3 8</p>
<p>基礎学力定着が図られているかを評価するため。市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし、小 5 は 72.0% (4% の向上) 中 2 は 64.0% (6% の向上) を目標値に設定。【標準学力調査】</p>	<p style="text-align: center;">P 3 8</p>
<p>安全・安心かつ快適な教育環境の確保が図られているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし小 5 は 96%(1% の向上)、中 2 は 85%(6% の向上) を目標値に設定。【A A I 検査(学習適応性検査)】</p>	<p style="text-align: center;">P 4 4</p>
<p>安全で快適な学校環境の整備に係る取組成果を評価するため。 市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし年間 1% 程度増加させることを目標として設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 4 4</p>
<p>安全・安心な教育環境の整備状況を評価するため。 市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし、使用率 50% (10% の向上) を目標値に設定。【福島県：学校給食における地場産物の活用状況調査】</p>	<p style="text-align: center;">P 4 4</p>
<p>不登校・いじめ未然防止が図られているかを評価するため。 小学校においては、現状値が市第三次総合計画における令和 8 年度の目標(震災前と同等の割合で 0.8%) を達成していることから、目標値を 0.65% (0.03% の減少) し、さらなる減少を目指す。中学校においては総合計画における令和 8 年度と同じ目標値を設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 4 7</p>
<p>一人ひとりの状況に応じた支援の充実が図られているかを評価するため。 市第三次総合計画における令和 8 年度目標値と同じ目標値とし、小 5 は 80.0%、中 2 は 65.0%(それぞれ 10% 程度の向上) の目標値を設定。【Hyper-QU 検査】</p>	<p style="text-align: center;">P 4 7</p>

基本方針	施策	成果指標名	現状値	目標値 (令和9年度)	(参考) 総合計画上の目 標値 (令和8年度)
基本方針 2 生涯学習	施策1 生涯学習の 充実	生涯学習関連事業の延べ参加 者数	11,039人 (R5.3.31時点)	12,400人	12,300人
		YouTube「生涯学習チャン ネル」再生回数	53,100回 (R5.3.31時点)	74,200回	69,200回
		図書館の入館者数	199,954 人 (R5.3.31時点)	240,000 人	230,000 人
		市民一人当たりの図書の年間 貸出冊数	6.85冊 (R5.3.31時点)	7.98冊	7.86冊
		博物館の利用者数	9,338人 (R5.3.31時点)	10,700人	10,600人
	施策2 芸術文化の 充実	芸術イベントの開催件数	43件 (R5.3.31時点)	61件	57件
基本方針 3 文化	施策1 文化遺産の 保存と活用	文化財保護と活用に「満足」 「やや満足」と回答する一般 市民の割合	35.4% (R5.5.31時点)	37.4%	なし(第三 次基本計画 から新たに 設定)
	施策2 民俗芸能の 保存と伝承	民俗芸能発表会の観覧者数	61人 (R4.12.18時点)	500人	なし(第三 次基本計画 から新たに 設定)

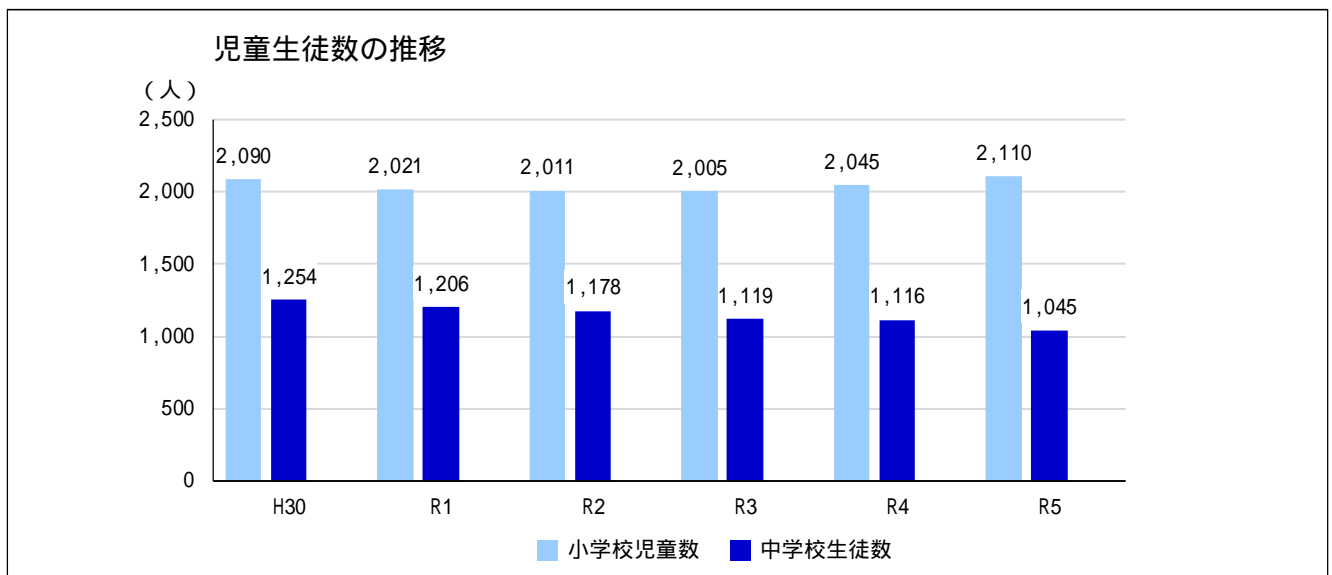
<p style="text-align: center;">指標の設定理由</p> <p>【 】内の表記は統計等の名称 表記がない場合は市の調査によるもの</p>	<p style="text-align: center;">該当頁</p>
<p>生涯学習の機会の充実が図れているかを評価するため。 コロナ禍により一時的に減少した講座の参加者を、コロナ禍前（平成 30 年度）の水準程度まで回復させることを目標として設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 5 0</p>
<p>生涯学習の機会の充実が図られているかを評価するため。 令和 4 年度の 1 番組当たり再生回数見込みを踏まえ、各年度の配信件数見込みに対する再生回数見込みを目標として設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 5 0</p>
<p>市民の学習・教養・調査研究等の生涯学習の場を提供する施設として、図書館の利用状況を評価するため。 コロナ禍により一時的に減少した入館者数を、コロナ禍前（令和元年度）の水準以上まで回復させることを目標として設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 5 0</p>
<p>市民の多様なニーズに対応する図書館資料の整備・充実が図られているかを評価するため。 コロナ禍により一時的に減少した市民一人当たりの貸出数を、コロナ禍前（令和元年度）の水準以上まで回復させることを目標として設定。 市民一人当たりの貸出数 = 年間の貸出冊数の総合計 ÷ 現住人口（指標算出時点：年度末）</p>	<p style="text-align: center;">P 5 0</p>
<p>市民が歴史文化に触れる機会を得るための拠点の一つとして利用状況を評価するため。 コロナ禍により一時的に減少した利用者数を、コロナ禍前（令和元年度）の水準以上まで回復させることを目標として設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 5 0</p>
<p>身近に芸術文化に触れることのできる環境づくりが図られているかを評価するため。 コロナ禍の芸術文化活動の自粛により減少した開催件数を、令和 10 年度までにコロナ禍前の水準まで回復させるため、令和 8 年度時点では 90% の開催を目標として設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 5 4</p>
<p>文化遺産を適切に保存しながら、観光や学習など多様な視点を生かした活用が図られているか評価するため。 令和元年度から 4 年度まで、約 2% の増加のため、年 0.5% 程度増加させることを目標として設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 5 6</p>
<p>民俗芸能に対する関心度が高まっているか評価するため。 コロナ禍により減少した観覧者数を、コロナ禍前（令和元年度）の水準まで回復させることを目標として設定。</p>	<p style="text-align: center;">P 5 8</p>

(1) 就学前のこどもの数と入園状況



資料：南相馬市こども育成課調べ（各年5月1日現在）

(2) 児童生徒数の推移



資料：市教委学校教育課調べ

(3) 全国学力・学習状況調査

平成 30 年度

	国語A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
小学校 6 年	-	-	-	-	-
中学校 3 年	-				

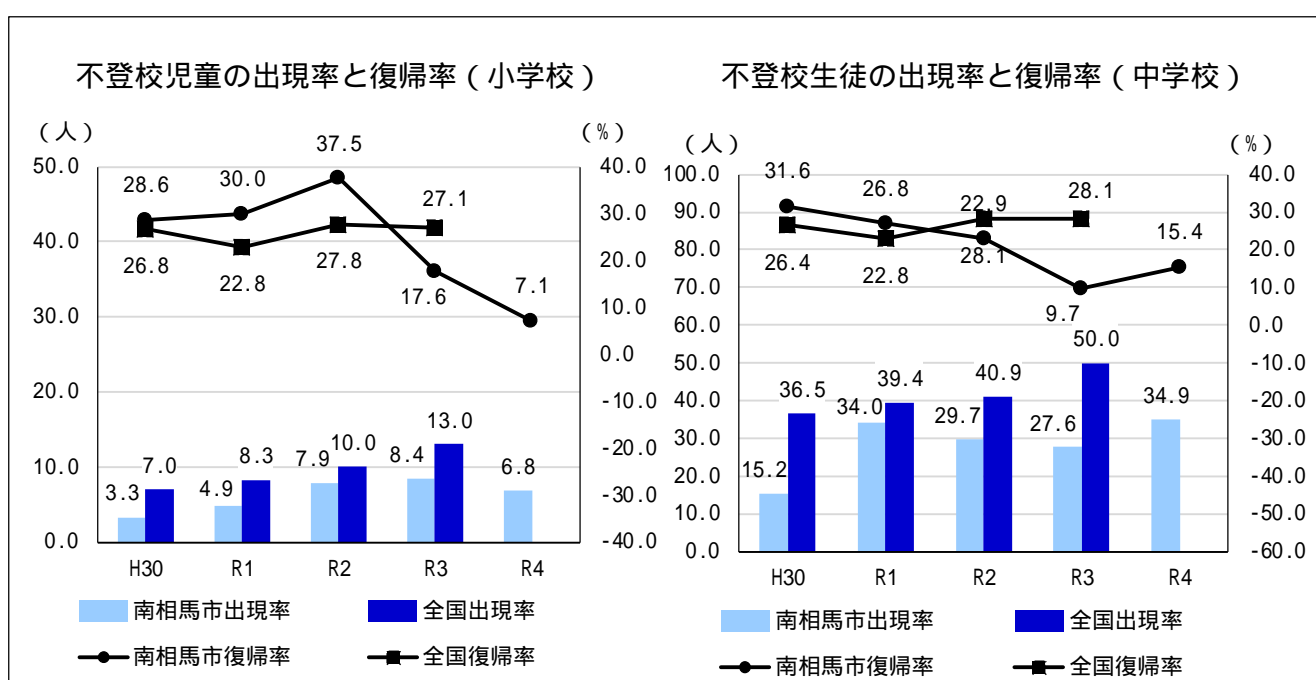
令和 5 年度

	国語	算数	英語
小学校 6 年			-
中学校 3 年			

(凡例)

- 全国平均を上回っている
- 全国平均と同程度
- 全国平均を下回っている

(4) 不登校児童・生徒の推移



出現率は、児童生徒 1000 人あたりの人数

資料：市教委学校教育課調べ

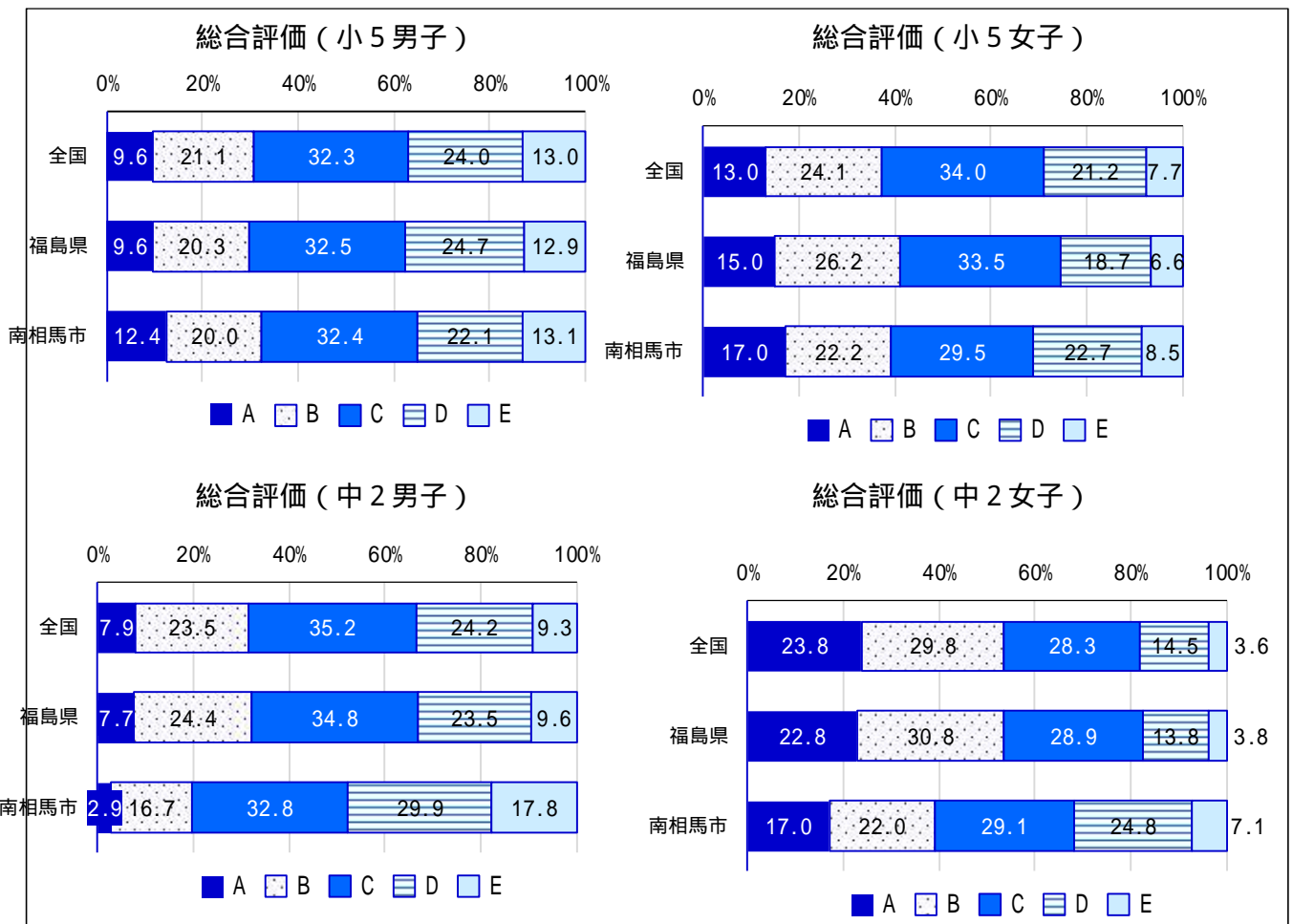
(5) 身長、体重、肥満度 (平均値)

令和 4 年度の身長と体重の平均値

		小学4年生		中学1年生	
		男子	女子	男子	女子
身長 cm	全国	122.6	121.8	153.6	152.1
	福島県	122.7	121.7	153.6	151.6
	南相馬市	124.1	121.9	154.5	150.7
体重 kg	全国	24.5	23.9	45.2	44.4
	福島県	25.0	24.3	46.7	45.2
	南相馬市	27.1	24.5	48.1	45.3

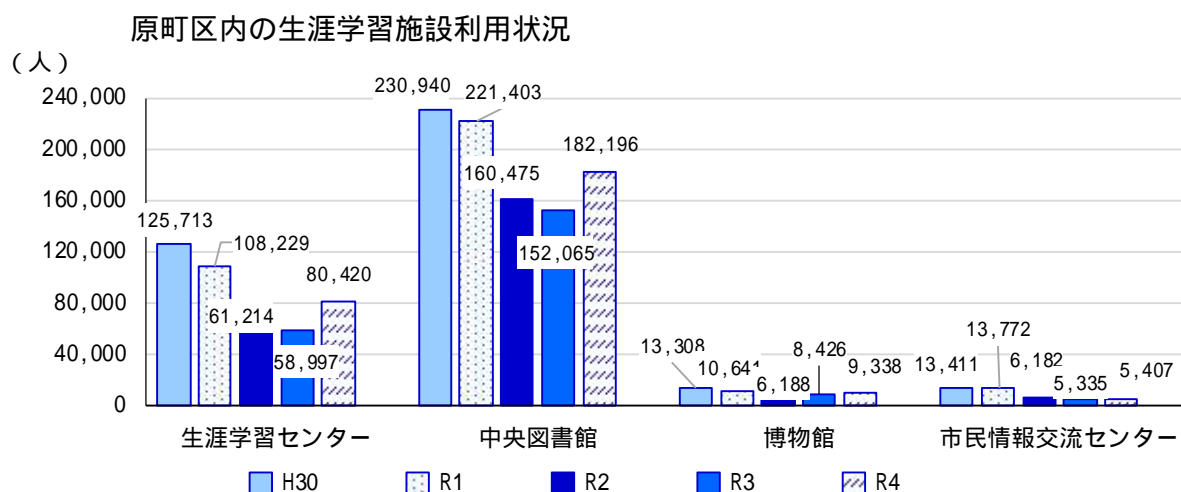
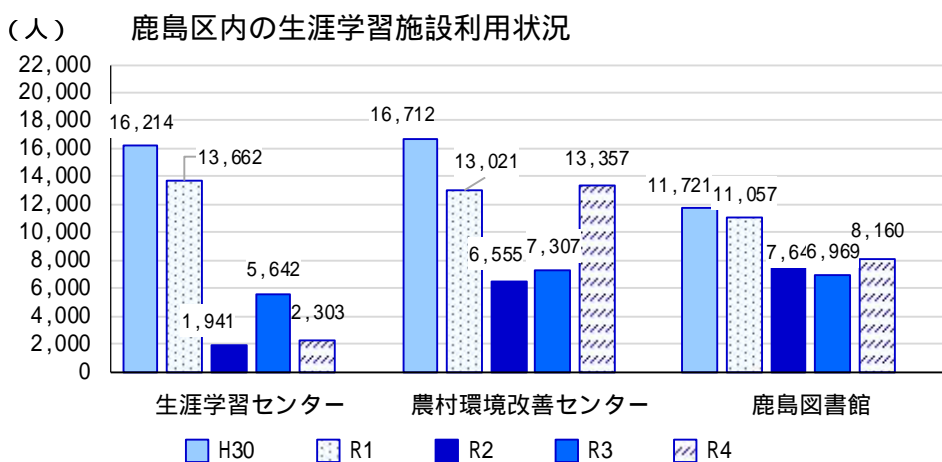
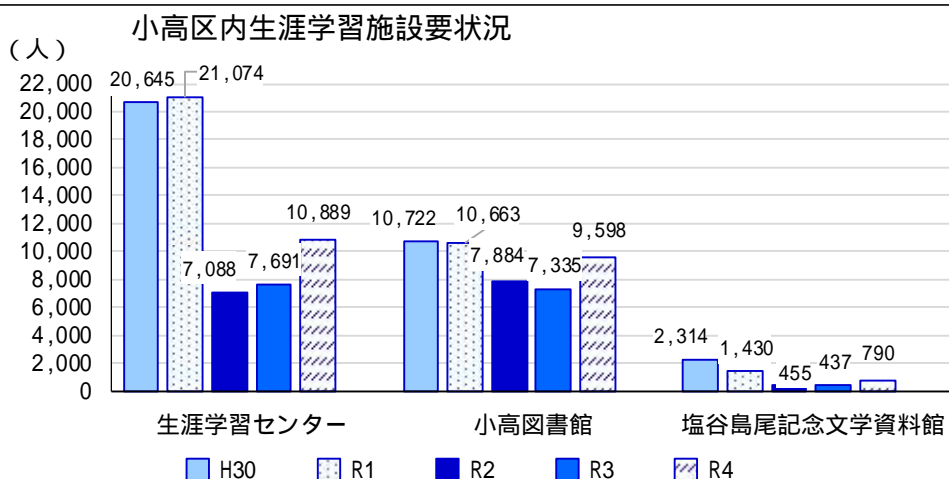
資料：市教委学校教育課調べ

(6) 体力・運動能力等の総合評価



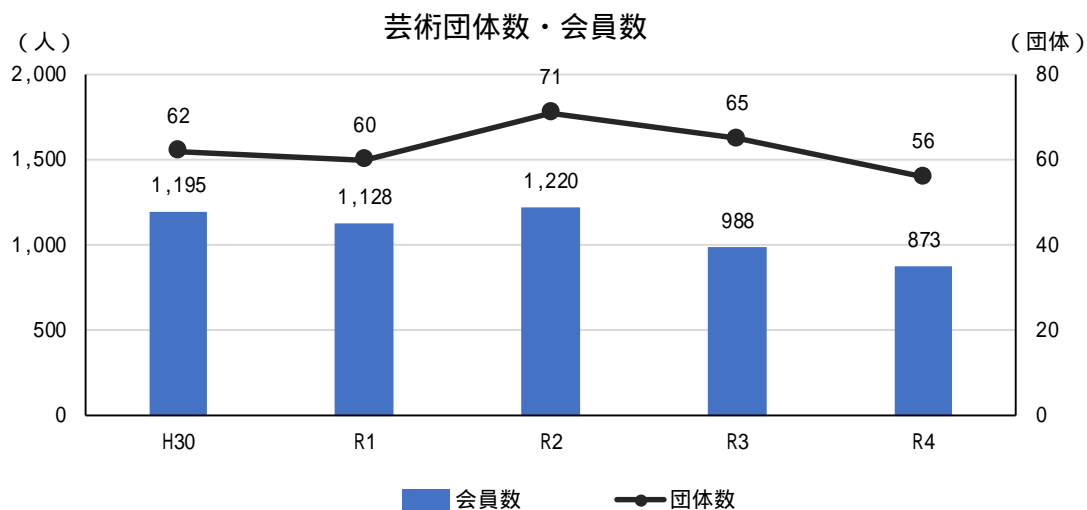
資料：体力・運動能力調査

(7) 生涯学習施設等の利用状況



資料：市教育委員会調べ

(8) 芸術文化団体数・会員数



資料：市教委生涯学習課調べ

(9) 文化財の指定状況

令和 5 年 4 月現在

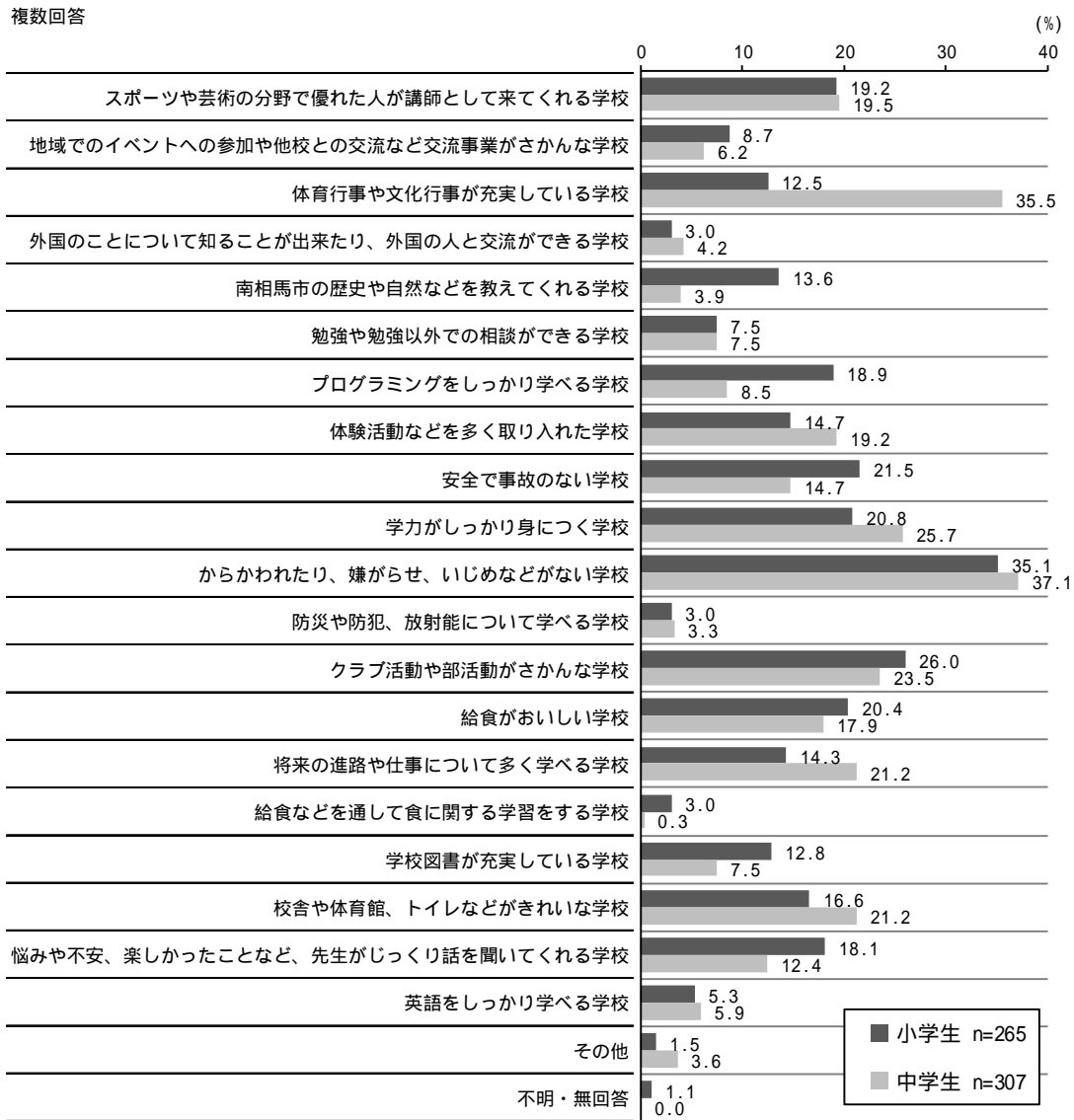
区分	種別	件数 (計)
国指定文化財	工芸品	1
	建造物	1
	史跡	8
	重要無形民俗文化財	1
国登録文化財	建造物	17 (17)
県指定文化財	彫刻	3
	工芸	4
	書跡	1
	考古資料	1
	史跡	4
	天然記念物	5
	重要有形民俗文化財	5
	重要無形民俗文化財	2
市指定文化財	有形文化財	48
	有形民俗文化財	15
	史跡	23 (107)
	天然記念物	15
	無形民俗文化財	6
合計		160

資料編：市教委文化財課調べ

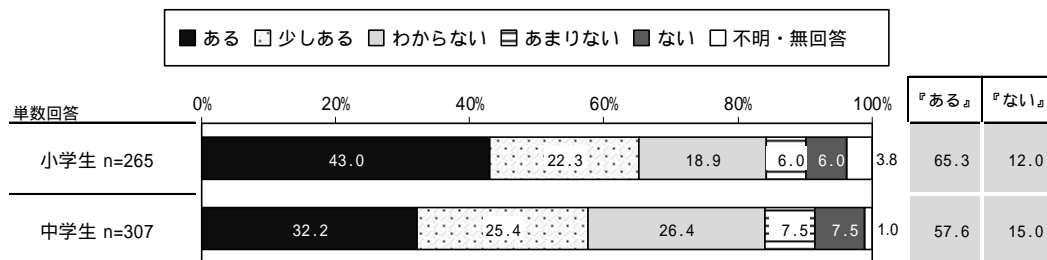
3

教育に関するアンケート調査結果

(1) 行きたくなる学校について(3つまで選択)[小学生・中学生]



(2) 南相馬市で自慢できること(1つ選択)[小学生・中学生]



(3) 小中学校に望むこと(5つまで選択)

[高校生、小学生・中学生の保護者、未就学児の保護者、一般市民]

項目	未就学 児保護者 n=535	小学生 保護者 n=217	中学生 保護者 n=192	一般市民 n=448	高校生 n=329
各教科において、基礎学力の定着やさらに学力を伸ばす指導に力を入れてほしい	61.9	65.9	71.9	54.9	63.5
進路指導やキャリア教育に力を入れてほしい	21.3	21.7	24.5	14.7	36.2
読書活動の推進や図書室活用教育に力を入れて欲しい	10.7	12.9	14.1	11.8	15.2
教員の研修や育成に力を入れ、指導力を高めてほしい	29.0	25.3	27.6	36.6	26.1
一人1台のタブレット等を活用したデジタル学習に力を入れてほしい	17.6	21.2	24.0	22.3	29.8
小中一貫校の設置など、教育効果の向上と魅力ある教育環境の整備を進めてほしい	15.5	18.4	15.6	22.5	15.8
英語教育に力を入れてほしい	35.9	39.2	43.2	30.4	32.5
教員と児童・生徒との対話やカウンセリングを大切にしてほしい	33.8	32.7	31.3	33.9	30.4
道徳心や思いやりを育み、いじめのない学級、学校づくりに力を入れてほしい	70.1	69.1	62.5	62.5	53.5
健康的な生活の定着、地域食材を大事にした給食や食育の推進に力を入れてほしい	22.4	12.4	12.0	24.1	19.8
防災や放射能に関する教育を充実させてほしい	9.3	10.6	11.5	8.9	14.6
プログラミング教育を進めてほしい	14.8	21.7	20.8	9.2	16.1
地域学習や地域行事への積極的な参加を通じて、地域とのつながりを深めてほしい	19.1	16.6	15.1	20.8	13.1
ふるさとの歴史・文化・自然などに触れるなど郷土愛を育む教育を充実させて欲しい	10.5	7.4	10.4	22.1	17.9
海外研修などにより、国際理解教育、異文化交流を進めてほしい	17.6	10.1	10.9	16.5	18.2
教育に関する施設、設備を充実させてほしい	29.7	26.7	23.4	18.3	31.6
保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進めてほしい	3.9	1.4	2.6	7.8	5.2
登下校時の安全確保や安全教育に力を入れてほしい	44.1	35.9	27.1	17.6	21.3
クラブ活動や部活動など課外活動に力を入れてほしい	15.3	20.3	19.8	11.8	28.9
その他	5.8	0.0	0.0	0.9	0.6
不明・無回答	0.6	4.6	3.6	7.8	1.2

(4) 市の教育関係の取組評価と今後進めていく上での取組の重要度

(それぞれ1つ選択)[小学生・中学生の保護者、一般市民]

市の教育関係の取組評価 「満足」「やや満足」を合わせた「満足」の割合

「不満」「やや不満」を合わせた「不満」の割合

項目	満足			不満		
	小学生保護者 n=217	中学生保護者 n=192	一般市民 n=448	小学生保護者 n=217	中学生保護者 n=192	一般市民 n=448
ア) 子育て支援(経済的支援、仕事と家庭の両立支援、子育て環境整備など)	47.0	42.2	26.8	46.6	47.9	29.9
イ) 幼稚園・保育園等における幼児教育の充実	61.7	54.7	32.8	21.2	18.7	16.7
ウ) 小中学校施設・設備の整備	57.6	60.4	29.2	30.9	28.1	20.3
エ) 小中学校の防犯等の安全性	51.2	46.4	25.4	34.1	35.4	23.5
オ) 地域や学校の特色を活かした教育	63.6	54.2	23.0	12.9	11.0	20.1
カ) 郷土を愛する心を育む教育	61.3	53.6	22.1	9.2	7.3	20.0
キ) 基礎学力の定着を図る教育	56.3	44.3	23.6	27.7	41.1	26.2
ク) 地域人材や環境を活用した教育	53.5	41.1	20.1	14.3	21.9	22.5
ケ) 子どもたちの心身の健康を育む教育	62.6	58.8	23.2	20.3	23.4	23.0
コ) 家庭教育に関する事業の充実	47.0	37.5	18.3	24.4	32.3	23.4
サ) 学校と地域社会との連携	57.1	52.7	24.5	16.6	16.6	21.2
シ) 青少年の健全育成	45.7	42.7	21.2	18.4	21.9	24.1
ス) 生涯学習の機会の提供	42.8	33.3	22.7	17.1	19.3	28.5
セ) 社会教育施設や文化施設の整備	65.9	60.9	46.7	13.3	15.1	26.6
ソ) 図書館の充実	78.3	74.5	58.7	8.8	8.3	13.6
タ) 文化財の保護と活用	50.7	45.8	35.4	8.7	7.3	15.0
チ) スポーツ環境の充実	41.5	33.3	29.7	36.4	44.8	28.8

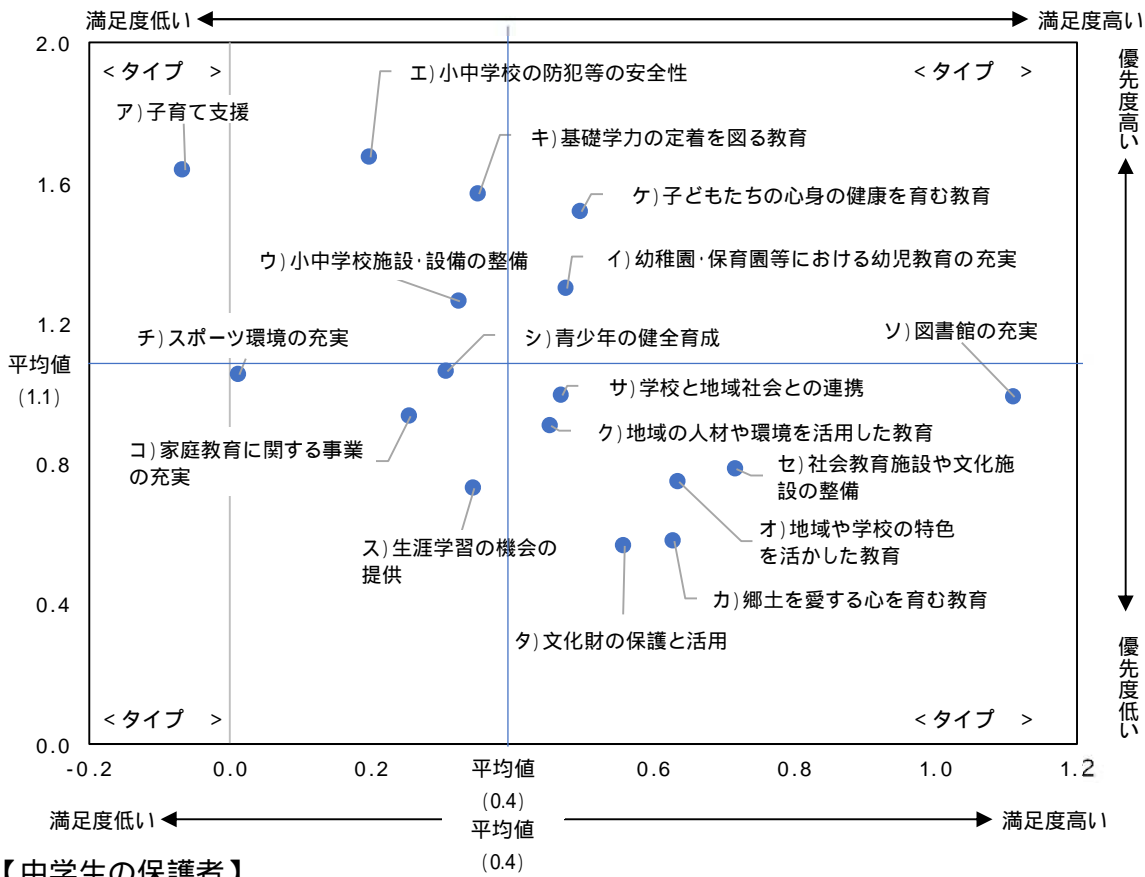
今後進めていく上での取組の重要度

「重要」「やや重要」を合わせた「重要」の割合

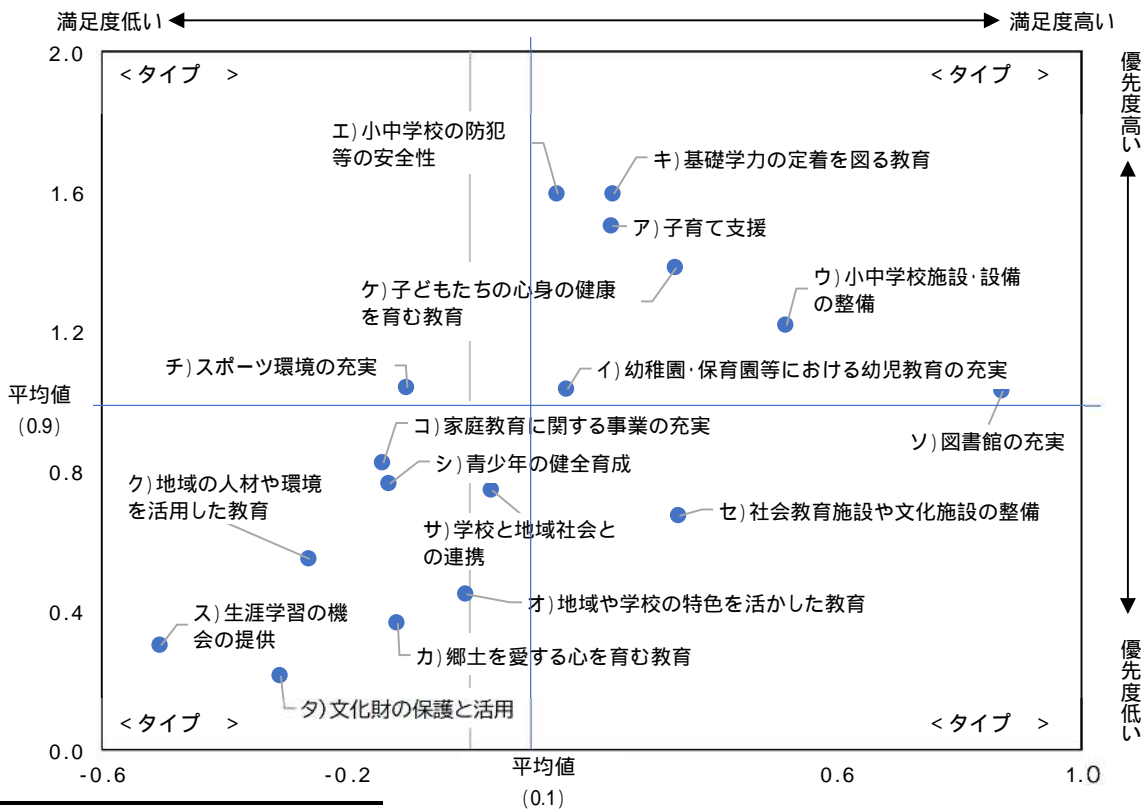
「重要ではない」「やや重要ではない」を合わせた「重要ではない」の割合

項目	重要			重要ではない		
	小学生保護者 n=217	中学生保護者 n=192	一般市民 n=448	小学生保護者 n=217	中学生保護者 n=192	一般市民 n=448
ア) 子育て支援(経済的支援、仕事と家庭の両立支援、子育て環境整備など)	92.7	89.6	79.0	0.9	0.5	3.2
イ) 幼稚園・保育園等における幼児教育の充実	81.5	78.1	76.3	3.7	4.7	3.3
ウ) 小中学校施設・設備の整備	83.9	82.8	72.9	6.4	6.8	4.5
エ) 小中学校の防犯等の安全性	91.3	89.6	81.0	0.5	1.0	0.2
オ) 地域や学校の特色を活かした教育	67.3	64.1	64.7	15.7	10.9	12.9
カ) 郷土を愛する心を育む教育	63.5	61.4	67.9	19.8	14.6	12.3
キ) 基礎学力の定着を図る教育	89.0	89.5	81.3	2.8	2.1	1.1
ク) 地域人材や環境を活用した教育	77.4	69.7	69.6	7.4	7.3	8.5
ケ) 子どもたちの心身の健康を育む教育	88.5	85.4	79.0	2.3	2.6	1.3
コ) 家庭教育に関する事業の充実	73.3	75.6	69.6	11.5	4.7	8.3
サ) 学校と地域社会との連携	78.3	73.9	72.5	7.8	9.4	6.3
シ) 青少年の健全育成	72.8	73.4	74.5	5.5	4.1	4.7
ス) 生涯学習の機会の提供	62.7	60.5	62.3	10.6	11.5	16.3
セ) 社会教育施設や文化施設の整備	71.4	69.8	70.8	14.3	12.5	12.8
ソ) 図書館の充実	76.5	78.1	73.8	12.4	11.4	8.7
タ) 文化財の保護と活用	55.3	57.3	61.8	12.9	10.9	13.9
チ) スポーツ環境の充実	75.1	80.2	72.8	9.7	6.2	7.4

「市の教育関係の取組評価」と「今後進めていく上での取組の重要度」に関するCS分⁹析結果
【小学生保護者】



【中学生保護者】

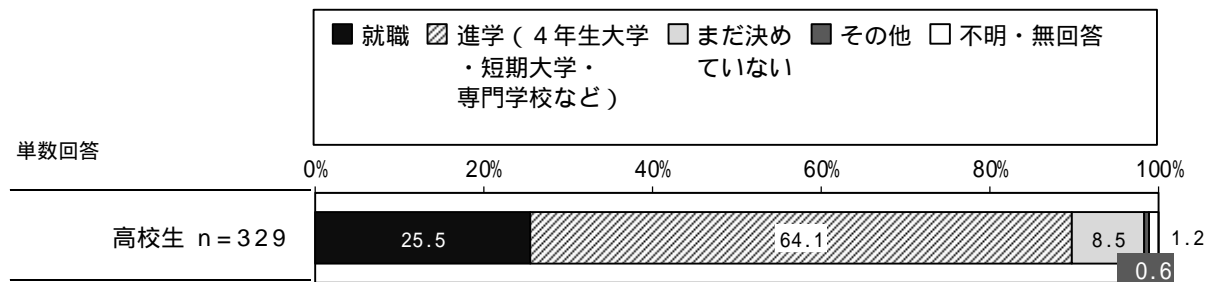


9 CS分析

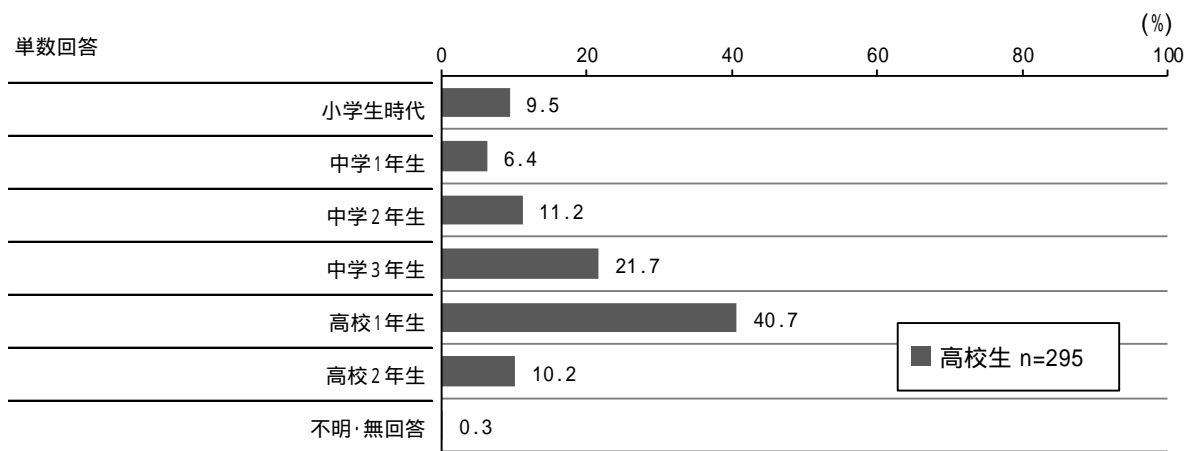
分析顧客（市民）満足度を向上させるためにどの要素の改善に力を入れるべきかを探る分析方法。CSとは、Customer Satisfactionの略で、顧客満足という意味。

(5) 高校卒業後の進路希望 (それぞれ1つ選択)[高校生]

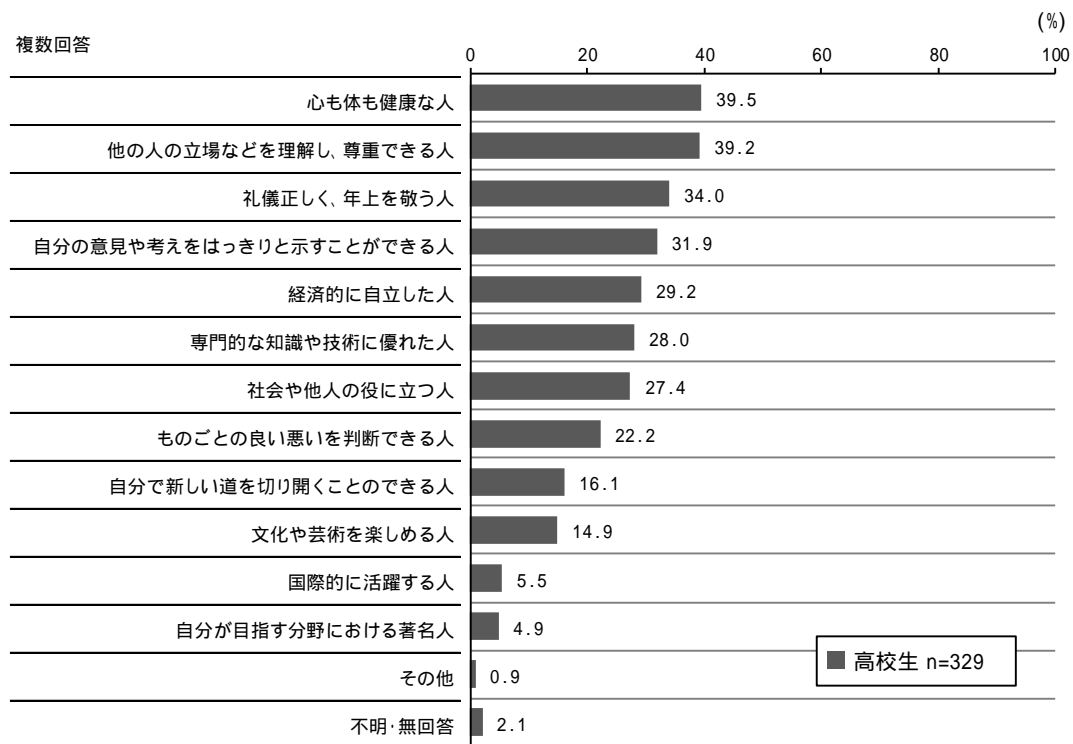
高校卒業後の進路希望



「就職」「進学」と回答した高校生が進路を決めた時期



(8) 理想の大人の姿 (3つまで選択)[高校生]



平成31年2月19日

教育委員会告示第1号

改正 平成31年3月5日教育委員会告示第3号

改正 令和5年2月17日教育委員会告示第5号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、南相馬市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、南相馬市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)有識者会議及び南相馬市教育振興基本計画策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(委員会)

第2条 基本計画に対する意見を聴取するため、委員会を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育行政関係者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 地域の代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱した日から基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、最初開催される会議は、教育長が招集し、委員長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(有識者会議)

第8条 国の施策や教育分野の潮流について知見、識見を有する者に助言及び提言を求めるため、必要に応じ有識者会議を置くものとする。

2 有識者会議は、教育長が委嘱する委員をもって構成する。

3 有識者会議の任期については、第4条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 委員会及び有識者会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(庁内会議)

第10条 庁内関係部局との連携を図り、より実効性のある教育振興基本計画を策定するため、庁内会議を置く。

2 庁内会議は、次に掲げる組織の職員をもって組織する。

(1) 総務部財政課

(2) 復興企画部企画課

(3) 教育委員会事務局教育総務課

(4) 教育委員会事務局学校教育課

(5) 教育委員会事務局文化財課

(6) 教育委員会事務局生涯学習課

(7) 教育委員会事務局中央図書館

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会等の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月5日教委告示第3号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月17日教委告示第5号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

5

教育振興基本計画策定委員会名簿

	氏名	所属団体	分野
1	高野 孝男	福島大学	学識経験者
2	佐々木 徹	市小学校長会	教育行政関係者
3	塙 広治	市中学校長会	
4	吉田 浩美	福島県高等学校校長協議会相双支部	
5	玉川 一郎	市文化財保護審議会	
6	松永 雄一	市図書館協議会	
7	今野 秀幸	生涯学習推進委員会	
8	田中 一秀	南相馬市小・中学校PTA連絡協議会	
9	花澤 真司	子ども・子育て審議会	
10	渡邊 早苗	子ども・子育て審議会	
11	渡部 純市	市区長連絡協議会	地域の代表者
12	佐藤 晃大	原町青年会議所	その他

教育委員会事務局職員出席者名簿

	氏名	所属	職名
1	大和田博行	教育委員会	教育長
2	鎌田 由光	教育委員会事務局	事務局長
3	矢内 信男	教育委員会事務局学校教育課	参事兼学校教育課長
4	村上 潤一	教育委員会事務局学校教育課	参事兼指導主事
5	熊坂 真利	教育委員会事務局学校教育課	教育企画担当課長
6	鈴木 悦子	教育委員会事務局文化財課	文化財課長
7	鈴木 隆一	教育委員会事務局生涯学習課	生涯学習課長
8	石川 智浩	教育委員会事務局中央図書館	参事兼中央図書館長

南相馬市教育振興基本計画策定委員会事務局名簿

	氏名	所属	職名
1	大石 雄彦	教育委員会事務局教育総務課	事務局次長兼教育総務課長
2	加藤安枢子	教育委員会事務局教育総務課	教育総務課総務係長
3	鹿山 徹	教育委員会事務局教育総務課	教育総務課総務係主査

6

教育振興基本計画有識者会議名簿

教育振興基本計画有識者会議構成員名簿

	氏名	所属・役職	備考
1	戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長	令和4年度南相馬市教育委員会先進地研修受入、第12期中央教育審議会委員
2	高橋 洋平	神奈川県鎌倉市教育委員会教育長	元文部科学省情報教育・外国語教育課課長補佐 元福島県教育庁教育総務課長
3	斉藤 淳	株式会社 J Institute CEO	南相馬市外国語教育推進アドバイザー

7

教育振興基本計画庁内会議委員名簿

教育振興基本計画策定庁内会議構成員名簿

	氏名	課名	役職
1	村井 洋幸	財政課	財政係長
2	内城 弘志	企画課	係長
3	加藤安枢子	教育総務課	総務係長
4	坂下 拓也	学校教育課	教育企画係長
5	齋藤 直之	文化財課	課長補佐兼文化財係長
6	佐藤 玉枝	生涯学習課	原町生涯学習センター次長
7	齋藤亜記子	中央図書館	読書企画係長

教育振興基本計画策定庁内会議事務局名簿

	氏名	課名	役職
1	大石 雄彦	教育総務課	事務局次長兼課長
2	加藤安枢子	教育総務課	総務係長
3	鹿山 徹	教育総務課	総務係主査

年月日		内容
令和5年	5月17日 ～5月31日	教育に関するアンケート調査 小学5年生(285人) 中学2年生(360人) 未就学児(6歳以下)の保護者(1,354人) 小学5年生の保護者(285人) 中学2年生の保護者(360人) 一般市民(1,500人) 高校生(339人)
	7月5日	第1回教育振興基本計画策定庁内会議 ・南相馬市教育振興基本計画策定方針について ・今後の策定スケジュールについて ・現状と課題の整理について ・計画(素案)の策定への協力及び資料編・成果指標等に必要ないデータの提供について
	7月26日	第1回南相馬市教育振興基本計画策定委員会 ・南相馬市教育振興基本計画策定方針について ・令和6年度以降の南相馬市教育振興基本計画について
	8月2日	第2回教育振興基本計画策定庁内会議 ・南相馬市第三次教育振興基本計画(素案)について
	8月18日	第1回教育振興基本計画に関する有識者会議(オンライン) 【テーマ】これからを生き抜く力
	8月23日	第2回教育振興基本計画に関する有識者会議(オンライン) 【テーマ】自己肯定感と豊かな心を育む教育について ほか
	8月25日	第2回南相馬市教育振興基本計画策定委員会 ・南相馬市第三次教育振興基本計画(素案)について
	8月28日	第1回南相馬市総合教育会議 ・「南相馬市の教育の大綱」の策定方針(案)について ・南相馬市第三次教育振興基本計画策定に向けた意見交換について ほか
	9月20日	南相馬市教育委員会協議会 ・南相馬市第三次教育振興基本計画(素案)について
	9月28日	第3回南相馬市教育振興基本計画策定委員会 ・南相馬市第三次教育振興基本計画(素案)について

あ行

ウェルビーイング

国の第4期教育振興基本計画で示された「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」のことで、教育に関連するウェルビーイングの要素には自己肯定感、自己実現（達成感、キャリア意識等）、協働性、学校や地域でのつながりなどがあり、これらを教育、生涯学習、社会教育を通じて実現・向上させていくことを目指している。

か行

外国語指導助手（ALT）

英語を母語とする外国人で、日本人教師を補佐し、生きた英語をこどもたちに伝える人。

介助員

心身に障がいのある児童生徒に対して、適正な学習環境の確保を図る人。

学習支援員

発達障がいや問題行動等により特別の支援をとする児童生徒が在籍する学校に、きめ細やかな指導の充実を図るために配置される人。

学習適応性検査

学力と関係の深い「学習に向かう意欲や態度」「学習スキル」「学習習慣」等がどのような状態にあり、学習を上手にあるいは前向きに取り組むことができているかを、全国尺度に基づいて測定する検査。

学校図書館

学校図書館法第3条の規定によりすべての学校に置かれる図書館設備（図書室）であり、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たしている。

コミュニケーション能力

他者とのやり取りにおいて、お互いの意思疎通を円滑にするための能力のこと。

コミュニティスクール

学校運営協議会制度のことで、学校と保護者や地域の人たちがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教法第47条の6）に基づいた仕組み。

さ行

小中一貫校

小学校と中学校の9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す学校。小学校と中学校の校舎が同じ「一体型」と、離れている「分離型」などがある。文部科学省は平成28年度から小中一貫校の一つとして「義務教育学校」を制度化した。

授業改善プラン

全で取り組むべき9つの課題を明確にするとともに、国学力・学習状況調査の分析をもとに、全国トップクラスの学力を目指して、基礎・基本

の定着と活用力の向上を図るための計画。話し合い・学び合いを通して、こどもたちに「考える力・協働して解決する力」を身につけさせる「南相馬授業スタイル」を作成し、市内すべての教員が共通理解を図り、共同歩調で取り組むことを狙っている。

施設の長寿命化

中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ施設に求められる機能・性能を確保すること。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

新体力テスト

文部科学省が実施する体力・運動能力テスト。

スクールカウンセラー

児童生徒の不登校や学校での様々な問題行動などの対応に当たる高度な専門的知識を有した心理専門家。

スクールソーシャルワーカー

主に家庭での問題を抱えている児童生徒を、福祉や教育の分野における専門的な知識及び経験をもとに支援する専門職。

全国学力・学習状況調査

文部科学省が、学校の設置管理者等（教育委員会、学校法人等）の協力を得て実施するもので、日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として行う。

た行

第4期教育振興基本計画（国）

教育基本法第17条第1項に基づき、政府が策定する教育の振興に関する総合計画であり、計画

期間は令和5年度から令和9年度の5年間。

第7次福島県総合教育計画

教育基本法第17条第2項に基づき、福島県が策定する教育の振興に関する総合計画。計画期間は令和4年度から令和12年度の9年間。

地産地消

地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費すること。

は行

報徳仕法

二宮尊徳の教えにもとづく農村の立て直しのことをいう。江戸時代の終わり、飢饉によって荒れた田畑を立て直し、農民たちが希望ある生活を送られることを求めたもの。そしてその後もその考え方が受け継がれて現在まで繋がっている。

至誠（しせい）：至誠とは真心であり「我が道は至誠と実行のみ（夜話 139）」という言葉の通り、尊徳の仕法や思想、そして生き方の全てを貫いている精神です。そして、この至誠が尊徳の教えの全ての土台になっている。

勤労（きんろう）：人は働くことによって、生産物を得ていきっていくことができる。また、働くことを通じて知恵をみがき、自己を向上することができる。と尊徳は教えた。

分度（ぶんど）：自分の置かれた状況や立場をわきまえ、それぞれにふさわしい生活を送ることが大切であり、収入に応じた一定の基準（分度）を設定し、その範囲内で生活することの必要性を説いた。

推譲（すいじょう）：将来に向けて、生活の中で余った金銭を家族や子孫のために蓄えたり（自譲）、他人や社会のために譲ったり（他譲）する精神のことをいう。それぞれが譲りあうことで、はじめて人間らしい生活ができると説いた。

積小為大（せきしょういだい）：小さな努力の

積み重ねが、やがて大きな収穫や発展に結びつくという教え。大きなことを成し遂げたいと思うなら、まずは小さなことから怠らなく行うことが大切。小事をおろそかにする者に、大事が果たせるわけがないと尊徳は教えた。

一元融合（いちえんゆうごう）：全てのものは互いに働き合い、一体となって結果が出るという教え。植物は、水・温度・土・養分などが溶け合い一つになって育ちます。人間が育つのもこれと同じで、自然環境や社会環境が一つになって融け合い、働き合う中で育っています。

プログラミング教育

コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むことを目的とした教育。幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成する狙いがある。

文教ゾーン

南相馬市復興総合計画後期基本計画において、教育施設が集中する小高区中心部を文教ゾーンとして位置付けている。

ま行

南相馬市公立学校適正化計画

少子化を背景に市内小中学校における望ましい適正化基準について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、その取組を円滑に進めるために市教育委員会が策定した計画。計画期間は、令和元年度から令和8年度の8年間。

メンタルケア

精神面での管理・援助・介護のこと。心理学的知識を元に心理相談などを行い、来談者を管理・援助・介護するもの。自分自身で心をケアする方法として使われることもある。

その他

Hyper-QU 検査

QuはQuestionnaire-utilities（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の略。学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問紙によって検査すること。教員の日常観察や面談による児童生徒理解を補い、児童生徒や学級の状態の客観的・多面的な理解に活用でき、いじめや不登校、学級の荒れ等の未然防止に役立てることができる。また、教育活動や学級経営を検証したり、困難な状況にある学級に対する組織的な対応策を検討する客観的データとして活用したりすることもできる。

ICT

Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

KGI(重要目標達成指標)と KPI(重要業績評価指標)

KGI：Key Goal Indicatorの略で、組織やチームで設定した最終的な目標を定量的に評価する指標。前期基本計画の最終的な成果（ゴール）を評価するための指標である。

KPI：Key Performance Indicatorの略で、最終的な目標 KGI を達成するための過程を計測・評価する中間指標。前期基本計画の最終的な成果（ゴール）を達成するための過程（施策）を評価する指標。なお、KPIは各施策とともに記載している。

SNS

Social Networking Serviceの略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称。SNSは、特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴。

